

第3期横須賀市 障害福祉計画



平成 24 年 (2012 年) 2 月
横須賀市



はじめに

住み慣れた地域で暮らすこと、それは障害のある方だけでなく、誰もが望むことです。

障害のある方を取り巻く環境は、これまで度重なる制度の改正が行われ、今後も障害者自立支援法に代わり、新たな法律の制定が検討されており、大きく変化することが予想されます。

このような状況の中、本市では、障害のある方が住み慣れた地域で自立した生活ができるようグループホームやケアホームの建設を推進してきたほか、特例子会社を市内に誘致するなど、着実に障害者福祉施策の充実に取り組んできました。

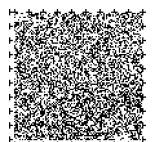
このたび、このような取り組みをより一層推進するため、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間を計画期間とする「第 3 期横須賀市障害福祉計画」を策定しました。

障害のある方もない方も、ともに支えあい、「いのちを大切に作る横須賀」を目指し、いつまでも住み続けたいと思えるまちとして、次の世代に引き継いでいけるよう、この計画の推進に努めてまいります。

本計画の策定にあたり、専門的な立場から貴重なご意見をいただきました横須賀市社会福祉審議会の委員の皆さまをはじめ、関係団体の皆さま、そして多くの市民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成 24 年（2012 年）2 月

横須賀市長 吉田 雄 人



目次

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	3

第2章 障害者を取りまく現状

1 人口構造の推移	4
2 障害者の状況	5
（1）身体障害者の状況	5
（2）知的障害者の状況	6
（3）精神障害者の状況	7
（4）特定疾患医療受給者証の交付状況	8
（5）重症心身障害児の認定状況	8
（6）障害児の療育・教育状況	9
3 雇用・就労の状況	13

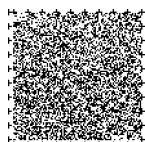
第3章 数値目標

<国で定める数値目標>

1 施設入所者の地域生活への移行	16
2 福祉施設から一般就労への移行	16
3 就労移行支援事業の利用者数	17
4 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合	17

<本市が独自に定める数値目標>

5 障害児支援施設関連の数値目標	18
6 バリアフリー関連施策の数値目標	18



第4章 障害福祉サービス等の見込量

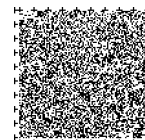
1	障害福祉サービスの見込量	19
(1)	訪問系サービスの見込量	19
(2)	日中活動系サービスの見込量	20
(3)	障害児通所支援サービスの見込量	21
(4)	居住系サービスの見込量	21
(5)	計画相談支援等の見込量	22
2	地域生活支援事業の見込量	22
(1)	自立支援協議会	22
(2)	相談支援事業の見込み	23
(3)	コミュニケーション支援事業の見込み	23
(4)	日常生活用具給付事業の見込み	24
(5)	移動支援事業の見込み	24
(6)	地域活動支援センター(地域作業所を含む)の見込み	24

第5章 計画の推進体制等

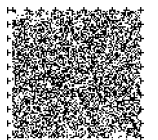
(1)	実施体制	25
(2)	進行管理・評価方法	25

資料編

1	横須賀市社会福祉審議会条例	26
2	横須賀市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会委員名簿	28
3	横須賀市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の開催経過	29
4	パブリック・コメント手続きの結果概要	31
5	アンケート調査結果の概要	34
6	第2期横須賀市障害福祉計画の実施状況	56
7	用語の説明	64



第 1 章 計画策定の基本的な考え方



第 1 章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

横須賀市は、障害者基本法に基づき、障害者施策の基本理念や施策の方向性を定めるため、平成 9 年に第 1 期「よこすか障害者福祉計画」、平成 15 年に第 2 期「よこすか障害者福祉計画」、平成 21 年に第 3 期「よこすか障害者福祉計画」(6 か年計画)を策定しています。

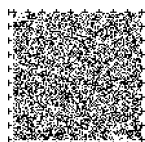
横須賀市では、第 1 期「よこすか障害者福祉計画」から第 3 期「よこすか障害者福祉計画」まで引き続いて、「ノーマライゼーション(1)」の理念の実現に向け、障害の有無・種別・程度にかかわらず、誰もが自らの意思により住み慣れた地域で「普通の生活」を営むことができるように取り組んできました。

また、第 2 期「よこすか障害者福祉計画」では、「ノーマライゼーション」の理念に加え、それぞれのライフステージにおいて主体的な生活を営むための「リハビリテーション(2)」、長所に着目することで自己に自信を持ち、自己実現するために主体的に取り組む「エンパワメント(3)」の理念を新たに加えました。また、第 3 期「よこすか障害者福祉計画」においては、誰もが共に生き、共に支え合う社会のあり方を表す「インクルージョン(4)」という考えを理解しつつ、それまでの「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「エンパワメント」の理念を踏襲し、現在に至ります。

一方、平成 18 年に施行された障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービス等の見込量と数値目標を定めるため、横須賀市では、平成 19 年に「第 1 期横須賀市障害福祉計画」、平成 21 年に「第 2 期横須賀市障害福祉計画」を策定しました。

そして、「第 2 期横須賀市障害福祉計画」は平成 23 年度で計画期間の終了を迎えるため、この度、「第 3 期横須賀市障害福祉計画」を策定することとなりました。

横須賀市は、現行の「よこすか障害者福祉計画」及び、今回の「第 3 期横須賀市障害福祉計画」を障害者施策推進の基本とし、障害者基本法の改正により、障害者の定義(5)が発達障害を含むと明記されるとともに、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものという定義に拡大されたこと、また、障害者基本法第 4 条にある「差別の禁止(6)」等を踏まえ、障害の有無にかかわらず、横須賀市民として質の高い生活の実現に向けて、あらゆる場面で基本的人権が保障される社会を建設することを目指します。



- (1) ノーマライゼーション・・・障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。
- (2) リハビリテーション・・・障害があることにより、社会的に不利な立場に立った人に対するあらゆる分野での総合的な支援。
- (3) エンパワメント・・・自己の長所や能力を自覚し、主体的に自己決定・問題解決能力をつけていくという考え方。
- (4) インクルージョン・・・誰もが差異や多様性を認め合い、相互の連帯や心のつながりを築き、すべての人が疎外されることなく社会の中に溶け込み、地域社会へ参加・参画するという考え方。

(5) 障害者基本法における「障害者の定義」

障害者基本法 第2条

第1項第1号 障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

第2号 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

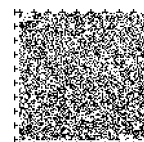
(6) 障害者基本法における「差別の禁止」

障害者基本法 第4条

第1項 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項 国は、第1項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。



2 計画の位置づけ

本計画は、本市において主に数値目標と障害福祉サービスなどの見込量を定める計画であり、「障害者自立支援法」に基づき策定しています。

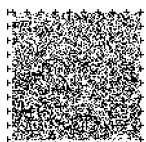
「障害者」とは、年齢にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、難病及び発達障害等に起因する身体または精神上的の障害を有する方で、長期にわたり生活上の支障のある方とします。また、この計画は本市における他の計画と整合性を併せもつものです。

ただし、今後、国は、新たな法律の施行を目指しており、計画期間中に計画を見直すこととなる可能性もあります。

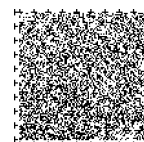
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
現計画 「よこすか障害者福祉計画（第 2 期横須賀市障害福祉計画を含む）」	基本理念と施策の方向性 『よこすか障害者福祉計画』（障害者基本法）					
	数値目標と障害福祉サービス等の見込量 『第 2 期横須賀市障害福祉計画』（障害者自立支援法）			【今回の計画】 数値目標と障害福祉サービス等の見込量 『第 3 期横須賀市障害福祉計画』（障害者自立支援法）		

3 計画期間

この計画の期間は、平成 24 年度から 26 年度までの 3 か年計画とします。



第2章 障害者を取りまく現状



第2章 障害者を取りまく現状

1 人口構造の推移

本市の人口構造の現状として、住民基本台帳による年齢3区分別人口の推移は、次のとおりです。

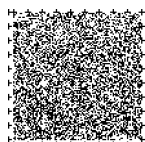
総人口及び年齢区分別の年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）が増加しています。

横須賀市の人口

各年4月1日現在

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
0～14歳	55,220人	54,780人	54,336人	53,594人	53,115人
15～64歳	278,149人	273,475人	269,049人	266,313人	264,387人
65歳以上	95,520人	98,918人	102,714人	105,351人	106,319人
総数	428,889人	427,173人	426,099人	425,258人	423,821人

（資料）住民基本台帳



2 障害者の状況

(1) 身体障害者の状況

身体障害者手帳の所持者数は、平成 23 年 4 月 1 日現在 13,921 人です。平成 19 年度の 12,744 人と比較して約 9.2%増加しており、年々増加傾向にあります。

障害種別で見ると、肢体不自由が 53.0%、内部機能障害が 29.8%で、この 2 つの障害種別で 8 割強となっています。また、障害種別・年齢区分別で見ると、年齢区分による障害種別の顕著な差はみられませんが、年齢区分別障害者総数をみると、65 歳以上が約 68%となっています。さらに、障害種別・等級別で見ると、一般的に重度障害と区分される 1 級及び 2 級が半数以上となっており、障害種別では、内部機能障害で 1 級の割合が高くなっています。

障害種別身体障害者数の推移

各年 4 月 1 日現在

		視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 ・そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部 機能障害	計
平成 19 年	人数 (構成比)	1,048 人 (8.2%)	1,221 人 (9.6%)	128 人 (1.0%)	6,772 人 (53.1%)	3,575 人 (28.1%)	12,744 人 (100.0%)
平成 20 年	人数 (構成比)	1,065 人 (8.1%)	1,257 人 (9.5%)	127 人 (1.0%)	7,022 人 (53.1%)	3,745 人 (28.3%)	13,216 人 (100.0%)
平成 21 年	人数 (構成比)	1,063 人 (7.9%)	1,250 人 (9.3%)	123 人 (0.9%)	7,150 人 (53.2%)	3,866 人 (28.7%)	13,452 人 (100.0%)
平成 22 年	人数 (構成比)	1,046 人 (7.6%)	1,246 人 (9.1%)	122 人 (0.9%)	7,336 人 (53.4%)	3,993 人 (29.1%)	13,743 人 (100.0%)
平成 23 年	人数 (構成比)	1,027 人 (7.4%)	1,236 人 (8.9%)	124 人 (0.9%)	7,384 人 (53.0%)	4,150 人 (29.8%)	13,921 人 (100.0%)

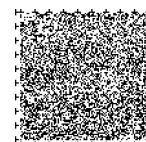
(資料) 福祉部

障害種別・年齢区分別身体障害者の状況

平成 23 年 4 月 1 日現在

		視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 ・そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部 機能障害	計
0~17 歳	人数 (構成比)	7 人 (2.6%)	32 人 (12.0%)	3 人 (1.1%)	189 人 (71.1%)	35 人 (13.2%)	266 人 (100.0%)
18~39 歳	人数 (構成比)	46 人 (6.6%)	90 人 (12.8%)	9 人 (1.3%)	419 人 (59.8%)	137 人 (19.5%)	701 人 (100.0%)
40~64 歳	人数 (構成比)	234 人 (6.9%)	212 人 (6.2%)	32 人 (0.9%)	1,967 人 (57.9%)	955 人 (28.1%)	3,400 人 (100.0%)
65 歳以上	人数 (構成比)	740 人 (7.7%)	902 人 (9.4%)	80 人 (0.8%)	4,809 人 (50.3%)	3,023 人 (31.6%)	9,554 人 (100.0%)
計	人数 (構成比)	1,027 人 (7.4%)	1,236 人 (8.9%)	124 人 (0.9%)	7,384 人 (53.0%)	4,150 人 (29.8%)	13,921 人 (100.0%)

(資料) 福祉部



障害種別・等級別身体障害者の状況

平成 23 年 4 月 1 日現在

		視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 ・そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部 機能障害	計
1 級	人 数 (構成比)	373 人 (7.3%)	28 人 (0.5%)	0 人 (0.0%)	1,703 人 (33.3%)	3,015 人 (58.9%)	5,119 人 (100.0%)
2 級	人 数 (構成比)	332 人 (12.1%)	344 人 (12.5%)	0 人 (0.0%)	2,057 人 (74.9%)	14 人 (0.5%)	2,747 人 (100.0%)
3 級	人 数 (構成比)	80 人 (4.1%)	146 人 (7.5%)	72 人 (3.7%)	1,252 人 (64.5%)	390 人 (20.1%)	1,940 人 (100.0%)
4 級	人 数 (構成比)	71 人 (2.5%)	243 人 (8.6%)	52 人 (1.8%)	1,731 人 (61.2%)	731 人 (25.8%)	2,828 人 (100.0%)
5 級	人 数 (構成比)	104 人 (18.9%)	1 人 (0.2%)	0 人 (0.0%)	445 人 (80.9%)	0 人 (0.0%)	550 人 (100.0%)
6 級	人 数 (構成比)	67 人 (9.1%)	474 人 (64.3%)	0 人 (0.0%)	196 人 (26.6%)	0 人 (0.0%)	737 人 (100.0%)
計	人 数 (構成比)	1,027 人 (7.4%)	1,236 人 (8.9%)	124 人 (0.9%)	7,384 人 (53.0%)	4,150 人 (29.8%)	13,921 人 (100.0%)

(資料) 福祉部

(2) 知的障害者の状況

療育手帳の所持者数は、平成 23 年 4 月 1 日現在 2,652 人です。平成 19 年度の 2,210 人と比較して 20%増加しており、年々増加傾向にあります。特に、軽度の知的障害者数につきましては、約 48%増加しており、伸び率が大きくなっています。

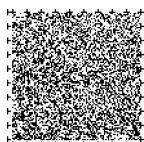
また、最重度、重度、中度、軽度のそれぞれの構成比率は、ほぼ同じとなっています。

知的障害者数の推移

各年 4 月 1 日現在

		最重度 (IQ20 以下)	重度 (IQ21 ~ 35)	中度 (IQ36 ~ 50)	軽度 (IQ51 以上)	計
平成 19 年	人 数 (構成比)	521 人 (23.6%)	612 人 (27.7%)	631 人 (28.6%)	446 人 (20.2%)	2,210 人 (100.0%)
平成 20 年	人 数 (構成比)	542 人 (23.4%)	618 人 (26.7%)	656 人 (28.3%)	502 人 (21.7%)	2,318 人 (100.0%)
平成 21 年	人 数 (構成比)	558 人 (23.1%)	626 人 (25.9%)	677 人 (28.0%)	556 人 (23.0%)	2,417 人 (100.0%)
平成 22 年	人 数 (構成比)	570 人 (22.2%)	659 人 (25.7%)	715 人 (27.8%)	625 人 (24.3%)	2,569 人 (100.0%)
平成 23 年	人 数 (構成比)	590 人 (22.2%)	680 人 (25.6%)	724 人 (27.3%)	658 人 (24.8%)	2,652 人 (100.0%)

(資料) 福祉部



年齢区分別知的障害者の状況

平成 23 年 4 月 1 日現在

		最重度 (IQ20 以下)	重度 (IQ21～35)	中度 (IQ36～50)	軽度 (IQ51 以上)	計
0～17 歳	人数 (構成比)	141 人 (18.3%)	158 人 (20.5%)	162 人 (21.0%)	310 人 (40.2%)	771 人 (100.0%)
18～39 歳	人数 (構成比)	285 人 (28.2%)	261 人 (25.8%)	245 人 (24.2%)	220 人 (21.8%)	1,011 人 (100.0%)
40～64 歳	人数 (構成比)	141 人 (20.1%)	198 人 (28.2%)	250 人 (35.7%)	112 人 (16.0%)	701 人 (100.0%)
65 歳以上	人数 (構成比)	23 人 (13.6%)	63 人 (37.3%)	67 人 (39.6%)	16 人 (9.5%)	169 人 (100.0%)
計	人数 (構成比)	590 人 (22.2%)	680 人 (25.6%)	724 人 (27.3%)	658 人 (24.8%)	2,652 人 (100.0%)

(資料) 福祉部

(3) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成 23 年 4 月 1 日現在 2,570 人で、自立支援医療受給者証の発行枚数は、平成 23 年 4 月 1 日現在 4,963 枚です。

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成 19 年度の 2,106 人と比較して約 22% 増加しており、年々増加傾向にあります。特に、2 級の精神障害者数については、伸び率が大きくなっています。また、自立支援医療受給者証の発行枚数についても、平成 19 年度の 4,160 枚と比較して約 19% 増加しており、年々増加傾向にあります。

なお、国の全国調査によると人口に占める精神障害者数の割合は、約 2.5% と推計されており、横須賀市においても、精神障害者の全ての方が、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証を取得されているわけではない実態が推測されます。

精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移

各年 4 月 1 日現在

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
1 級	314 人	304 人	304 人	348 人	349 人
2 級	1,262 人	1,349 人	1,375 人	1,489 人	1,602 人
3 級	530 人	515 人	560 人	612 人	619 人
合計	2,106 人	2,168 人	2,239 人	2,449 人	2,570 人

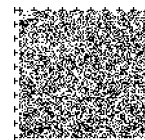
(資料) 福祉部

自立支援医療受給者証（精神通院）の発行状況

各年 4 月 1 日現在

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自立支援医療受給者証発行数	4,160 枚	4,480 枚	4,523 枚	4,740 枚	4,963 枚

(資料) 福祉部



(4) 特定疾患医療受給者証の交付状況

原因が不明で治療方法が確立していないいわゆる難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「特定疾患」といいます。治療にかかる医療費の一部を公費で負担する特定疾患医療給付制度があり、対象者には、特定疾患医療受給者証が交付されます。

特定疾患医療受給者証の交付数は、平成23年4月1日現在2,744枚となっています。平成19年度の2,430枚と比較して約13%増加しており、年々増加傾向にあります。

疾患系別特定疾患医療受給者証交付数の推移

各年4月1日現在

		膠原病	血液系	循環器系	内分泌系	神経系	消化器系	代謝系	計
平成19年	交付数 (構成比)	699枚 (28.8%)	153枚 (6.3%)	110枚 (4.5%)	0枚 (0.0%)	896枚 (36.9%)	572枚 (23.5%)	0枚 (0.0%)	2,430枚 (100.0%)
平成20年	交付数 (構成比)	701枚 (28.1%)	149枚 (6.0%)	113枚 (4.5%)	0枚 (0.0%)	933枚 (37.4%)	599枚 (24.0%)	0枚 (0.0%)	2,495枚 (100.0%)
平成21年	交付数 (構成比)	715枚 (27.6%)	146枚 (5.6%)	118枚 (4.6%)	0枚 (0.0%)	978枚 (37.8%)	633枚 (24.4%)	0枚 (0.0%)	2,590枚 (100.0%)
平成22年	交付数 (構成比)	720枚 (26.7%)	139枚 (5.2%)	116枚 (4.3%)	9枚 (0.3%)	1,041枚 (38.6%)	673枚 (24.9%)	1枚 (0.0%)	2,699枚 (100.0%)
平成23年	交付数 (構成比)	724枚 (26.4%)	145枚 (5.3%)	123枚 (4.5%)	20枚 (0.7%)	1,054枚 (38.4%)	677枚 (24.7%)	1枚 (0.0%)	2,744枚 (100.0%)

(注) 平成21年11月から11疾患追加されました。

(資料) 保健所

(5) 重症心身障害児の認定状況

重症心身障害児とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童のことをいい、児童相談所において認定されます。なお、18歳以上の方についても、18歳までに重症心身障害児の認定を受けていれば、原則として、重症心身障害児と同様のサービスを受けることができます。

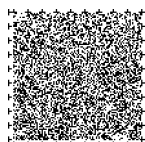
重症心身障害児の認定者数

各年4月1日現在

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
18歳未満	51人 (2人)	54人 (3人)	58人 (3人)	63人 (5人)	62人 (6人)
18歳以上	73人 (27人)	70人 (25人)	72人 (27人)	73人 (26人)	72人 (26人)
合計	124人 (29人)	124人 (28人)	130人 (30人)	136人 (31人)	134人 (32人)

(注) 表中の()は、うち数で施設入所者数を表しています。

(資料) こども育成部



(6) 障害児の療育・教育状況

障害児には、発育過程において障害の種類や程度に応じたいろいろな療育・教育の場があります。

本市における障害児の療育、通園・通学状況は次のとおりです。

障害児通園施設等の利用状況

各年度末

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
肢体不自由児通園施設	26 人	24 人	23 人	18 人	16 人
知的障害児通園施設	47 人	44 人	68 人	70 人	73 人

(注) 知的障害児通園施設については、平成 19 年度まで児童デイサービス
(資料) こども育成部

親子教室等の実施状況

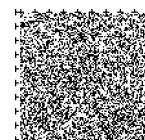
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
親子教室 早期療育教室 療育教室	在籍数	178 人	217 人	-	-	-
	実施回数	371 回	350 回	352 回	332 回	366 回
	参加延数	2,526 人	2,505 人	1,948 人	1,990 人	2,137 人

(注) 早期療育教室及び療育教室については、平成 20 年度から実施。平成 19 年度までは、生活訓練会として実施。
(資料) こども育成部

巡回相談及び所内、電話等の一般相談件数

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
巡回相談	施設数	53 施設	46 施設	-	-	-
	訪問回数	-	-	80 件	144 件	162 件
	相談数	157 件	122 件	159 件	232 件	278 件
所内相談		722 件	828 件	-	-	-
親子教室等会場相談		1,768 件	1,799 件	-	-	-
関係機関連絡		2,131 件	2,420 件	-	-	-
電話相談		-	-	599 件	448 件	484 件
面接相談		-	-	846 件	691 件	922 件

(資料) こども育成部



外来療育相談実施件数

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
新規件数	116 件	113 件	-	-	-
相談件数	461 件	581 件	-	-	-
心理判定数	248 件	256 件	-	-	-
医師診察数	224 件	234 件	-	-	-
初 診	-	-	473 件	271 件	306 件
再 診	-	-	4,603 件	8,500 件	8,908 件
総受診件数	-	-	5,076 件	8,771 件	9,214 件
各種診察(小児精神・神経ほか)	-	-	1,481 件	2,716 件	3,028 件
各種療法(心理・理学ほか)	-	-	3,467 件	5,537 件	5,823 件
その他(看護ほか)	-	-	128 件	518 件	363 件

(資料) こども育成部

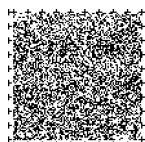
市内保育園および私立幼稚園の障害児通園状況

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
公立保育園	保育園数(総数)	12 か所	12 か所	11 か所	11 か所	11 か所	
	保育園数(障害児通園か所数)	7 か所	9 か所	8 か所	7 か所	6 か所	
	障害児数	18 人	18 人	14 人	13 人	9 人	
	障害別	知的障害児	14 人	16 人	13 人	12 人	9 人
		情緒障害児	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		身体障害児	4 人	2 人	1 人	1 人	0 人
私立保育園	保育園数(総数)	27 か所	28 か所	29 か所	29 か所	30 か所	
	保育園数(障害児通園か所数)	12 か所	14 か所	14 か所	12 か所	9 か所	
	障害児数	25 人	28 人	32 人	21 人	14 人	
	障害別	知的障害児	14 人	19 人	23 人	14 人	10 人
		情緒障害児	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人
		身体障害児	10 人	8 人	9 人	7 人	4 人
私立幼稚園	幼稚園数(総数)	37 か所	37 か所	37 か所	37 か所	37 か所	
	幼稚園数(障害児通園か所数)	17 か所	20 か所	19 か所	27 か所	33 か所	
	障害児数	58 人	62 人	91 人	108 人	120 人	

(注) 数値の時点：保育園は各年度末現在、私立幼稚園は各年 5 月 1 日現在。

私立幼稚園については、補助金交付決定人数をもとに算出。

(資料) こども育成部



障害児の公立幼稚園通園状況

各年 5 月 1 日現在

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
市立幼稚園	総施設数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	受入施設数	1 か所	1 か所	2 か所	1 か所	2 か所
	障害児数	3 人	3 人	3 人	3 人	4 人
市立ろう学校幼稚部	施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	障害児数	4 人	7 人	14 人	12 人	12 人
筑波大学附属 久里浜特別支援学校 幼稚部	施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	障害児数	9 人	8 人	9 人	8 人	7 人

(資料) 教育委員会・こども育成部

障害児の小学校通学状況

平成 23 年 5 月 1 日現在

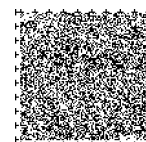
		学校数	児 童 数		
			低学年	高学年	計
小学校 特別支援学級	知的障害	44 か所	56 人	60 人	116 人
	自閉症・情緒障害	44 か所	78 人	74 人	152 人
	聴覚障害(通級)	3 か所	(6 人)	(5 人)	(11 人)
	言語障害(通級)	3 か所	(78 人)	(37 人)	(115 人)
	病弱	2 か所	1 人	0 人	1 人
	肢体	8 か所	5 人	3 人	8 人
	弱視	1 か所	0 人	1 人	1 人
市立養護学校	肢 体 不自由	通学 訪問 1 か所	13 人	11 人	24 人
			0 人	0 人	0 人
市立ろう学校	聴覚障害	1 か所	3 人	4 人	7 人
県立武山養護学校	知的障害	1 か所	26 人	22 人	48 人
	肢体不自由		1 人	0 人	1 人
県立金沢養護学校	知的障害	1 か所	2 人	0 人	2 人
	肢体不自由		0 人	0 人	0 人
筑波大学附属久里浜 特別支援学校	知的障害 (自閉症)	1 か所	13 人	14 人	27 人
合 計		110 か所	198 人(84 人)	189 人(42 人)	387 人(126 人)

(注) 本市在住の児童のみ。()は外数で通級を示します。

市立養護学校については、障害名にかかわらず重度重複の障害児が通園しています。

「聴覚・言語障害」の通級には、ことばや聞こえ等にニーズのある児童も含まれます。

(資料) 教育委員会



障害児の中学校通学状況

平成 23 年 5 月 1 日現在

		学校数	生徒数			
			1年生	2年生	3年生	計
中学校 特別支援学級	知的障害	23 か所	19 人	27 人	39 人	85 人
	自閉症・情緒障害	21 か所	35 人	22 人	24 人	81 人
	肢体不自由	2 か所	1 人	1 人	0 人	2 人
	弱視	1 か所	0 人	1 人	0 人	1 人
市立養護学校	肢 体 不自由	通学 1 か所 訪問	8 人	7 人	4 人	19 人
			0 人	0 人	0 人	0 人
市立ろう学校	聴覚・言語障害	1 か所	0 人	1 人	0 人	1 人
県立武山養護学校	知的障害	1 か所	15 人	15 人	9 人	39 人
	肢体不自由		2 人	2 人	0 人	4 人
県立金沢養護学校	知的障害	1 か所	2 人	0 人	0 人	2 人
	肢体不自由		0 人	0 人	0 人	0 人
合 計		51 か所	82 人	76 人	76 人	234 人

(注) 本市在住の生徒のみ。

(資料) 教育委員会

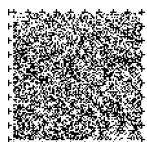
障害児の高校通学状況

平成 23 年 5 月 1 日現在

		学校数	生徒数			
			1年生	2年生	3年生	計
市立ろう学校	聴覚・言語障害	1 か所	4 人	0 人	2 人	6 人
県立武山養護学校	知的障害	1 か所	11 人	14 人	22 人	47 人
	肢体不自由		0 人	0 人	5 人	5 人
県立武山養護学校 津久井浜分教室	知的障害	1 か所	8 人	9 人	8 人	25 人
県立金沢養護学校	知的障害	1 か所	1 人	5 人	0 人	6 人
	肢体不自由		0 人	0 人	0 人	0 人
県立岩戸養護学校	知的障害	1 か所	27 人	32 人	0 人	59 人
	肢体不自由		6 人	6 人	1 人	13 人
合 計		5 か所	57 人	66 人	38 人	161 人

(注) 本市在住の生徒のみ。

(資料) 教育委員会



3 雇用・就労の状況

(1) 民間企業における障害者雇用数及び実雇用率

神奈川県労働局の統計による民間企業における障害者雇用数及び実雇用率は、次のとおりです。

横浜南公共職業安定所における障害者雇用者数及び実雇用率等

各年度 6 月 1 日現在

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
横浜南公共職業安定所管内企業の障害者雇用率	1.62%	1.87%	1.90%	1.92%	1.87%
対象となる障害者雇用総数	464 人 (350 人)	408.5 人 (314 人)	424.5 人 (322 人)	505 人	499 人
対象企業数 (法定労働者 56 人以上)	119 社	110 社	112 社	122 社	118 社
法定雇用率達成企業数 (達成企業割合)	-	-	-	63 社 (51.6%)	61 社 (51.7%)

(注) 横浜南公共職業安定所の所管区域は、横須賀市(追浜・田浦行政センター管内)・横浜市金沢区・逗子市・葉山町です。

対象となる障害者雇用総数の()内は実人数を表します。

重度身体障害者又は重度知的障害者については、その 1 人の雇用をもって、2 人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントしています。

精神障害者である短時間労働者については、0.5 人分としてカウントしています。

(資料) 神奈川県労働局

横須賀公共職業安定所における障害者雇用者数及び実雇用率等

各年度 6 月 1 日現在

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
横須賀公共職業安定所管内企業の障害者雇用率	1.51%	1.64%	1.58%	1.64%	1.77%
対象となる障害者雇用総数	172 人 (129 人)	190 人 (143 人)	195 人 (153 人)	212 人	221.5 人
対象企業数 (法定労働者 56 人以上)	80 社	81 社	87 社	91 社	89 社
法定雇用率達成企業数 (達成企業割合)	-	-	-	48 社 (52.7%)	50 社 (56.2%)

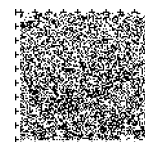
(注) 横須賀公共職業安定所の所管区域は、横須賀市(本庁・衣笠・逸見・大津・浦賀・久里浜・北下浦・西行政センター管内)・三浦市です。

対象となる障害者雇用総数の()内は実人数を表します。

重度身体障害者又は重度知的障害者については、その 1 人の雇用をもって、2 人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントしています。

精神障害者である短時間労働者については、0.5 人分としてカウントしています。

(資料) 神奈川県労働局



(2) よこすか就労援助センターにおける状況

よこすか就労援助センターの利用状況と登録者・就労者の状況は、次のとおりです。利用者数は毎年増加の傾向にあります。

また、登録者数は平成18年度と比較して22年度において1.62倍となっており、特に知的障害者と精神障害者の登録者数が増加しています。

よこすか就労援助センターの利用状況

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者	来所	404件	528件	710件	673件	715件
	電話	163件	392件	1,167件	1,817件	2,075件
企業等	来所	49件	67件	77件	90件	118件
	電話	115件	202件	268件	161件	125件
企業巡回		325件	328件	329件	326件	379件
職場開拓	訪問	41件	36件	24件	22件	19件
	電話	20件	5件	29件	47件	63件
訓練室	回数	138回	138回	139回	139回	139回
	延人数	1,224人	1,150人	2,001人	1,225人	1,160人

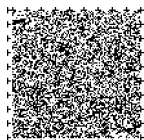
(資料) よこすか就労援助センター

よこすか就労援助センターにおける登録者・就労者の状況

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
登録者数		343	389	451	496	557
登録者 内 訳	身体障害者	18	21	25	29	32
	知的障害者	243	273	299	318	357
	精神障害者	82	95	126	148	167
	その他	-	-	1	1	1
登録廃止		2	3	3	12	2
新規登録		43	50	65	57	63
実 習		10	7	28	21	29
就労者数		27	20	20	26	28
就労者 内 訳	身体障害者	1	0	0	0	1
	知的障害者	18	13	10	18	16
	精神障害者	8	7	10	8	11

(注) 登録者のその他は、手帳のない発達障害者です。

(資料) よこすか就労援助センター



(3) 横須賀市役所における障害者の雇用状況

横須賀市役所における障害者の雇用状況

各年度 6 月 1 日現在

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
A 職員の数 (短時間勤務職員を除く)	3,072 人	2,873 人	2,798 人	2,823 人	2,791 人
B 短時間勤務職員の数					31 人
C 計 [A + B × 0.5]					2,806.5 人
障害者数	52 人	48 人	47 人	47 人	43 人
(うち 障害者募集枠の採用者数)	(16 人)	(16 人)	(17 人)	(17 人)	(17 人)
D 重度障害者(常用)	22 人	21 人	22 人	21 人	20 人
E 重度障害者(常用)以外の 障害者	30 人	27 人	25 人	26 人	23 人
F 計 [D × 2 + E]	74 人	69 人	69 人	68 人	63 人
旧実雇用率 [F ÷ A × 100]	2.41%	2.40%	2.47%	2.41%	-
新実雇用率 [F ÷ C × 100]	-	-	-	-	2.24%

(注1) 職員数は、市長部局(消防局等を除く)、教育委員会、上下水道局の計です。

(注2) 障害種別は、すべて身体障害です。

(注3) 平成 23 年度から障害の種別に関わらず、短時間勤務職員が雇用率の算定対象となっています。なお、ここでの短時間勤務職員とは下記の かつ の要件に該当する職員のことです。

1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満であること。

1 年を超えて引き続き雇用されることが見込まれること。

(4) 障害者雇用奨励金の支給状況

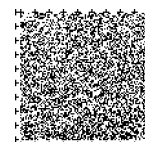
横須賀市では、知的障害者及び精神障害者を 3 カ月以上継続して雇用しようとする事業主に対して、障害者雇用奨励金を支給しています。

障害者雇用奨励金の支給実績状況

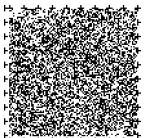
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
知的障害者の雇用者数	2,048 人	2,097 人	2,080 人	2,093 人	2,030 人
精神障害者の雇用者数	302 人	358 人	407 人	427 人	492 人
計	2,350 人	2,455 人	2,487 人	2,520 人	2,522 人

(注1) 表の雇用者数は、1 年間の延べ人数。例えば、1 人の方が 1 年間に 12 か月勤務した場合は、「12 人」となる。

(注2) 表中の人数は、雇用奨励金の支給者数のみを示しており、実際に雇用されている障害者であっても雇用奨励金が支給されていない方の人数は含まれていません。



第3章 数值目标



第3章 数値目標

平成26年度の数値目標

< 国で定める数値目標 >

1 施設入所者の地域生活への移行

本市の平成17年10月の入所施設利用者数は333人です。

平成19年度から26年度までの数値目標については、平成17年10月の入所施設利用者数333人から40人(12%)が地域生活へ移行し、新規施設利用者24人(7%)を差し引いた入所施設利用者の減少見込数については16人(5%)を目標とします。

施設入所者の地域生活への移行

平成17年10月時点の入所施設利用者数()	333人
平成26年度末時点の入所施設利用者数()	317人
【目標】入所施設利用者の減少見込数(-)	16人(5%)
【目標】地域生活移行者数	40人(12%)

(注)入所施設利用者の減少見込数は、地域生活移行者数に新規入所や地域生活移行以外の退所などの増減を加味した数値です。

2 福祉施設から一般就労への移行

本市の福祉施設利用者の中で、平成17年度に一般就労により退所した方は3人です。

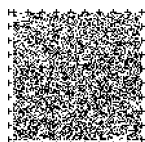
平成26年度(年間)に福祉施設から一般就労へ移行する方についての数値目標は、平成17年度の一般就労による退所者数の4倍(12人)とします。

福祉施設から一般就労への移行

【目標】平成26年度における年間一般就労移行者数	12人
--------------------------	-----

(注1)平成26年度までに、1年あたり12人を達成することが目標となります。

(注2)ここで言う「福祉施設」とは、障害福祉サービス(生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援)が、対象となります。



3 就労移行支援事業の利用者数

平成 26 年度末における就労移行支援事業の利用者数の目標を 33 人とします。

就労移行支援事業の利用者数

平成 26 年度末の福祉施設の利用者数 ()	1,309 人
【目標】平成 26 年度末の就労移行支援事業の利用者数 () < / >	33 人 < 2.5% >

(注1) 人数は、1 か月あたりの利用人数をいいます。

(注2) ここで言う「福祉施設」とは、障害福祉サービス(生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援)が、対象となります。

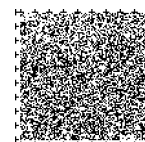
4 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

平成 26 年度末における就労継続支援事業の利用者のうち、4.5%が就労継続支援(A型)事業を利用することを目標とします。

就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

平成 26 年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者 ()	14 人
平成 26 年度末の就労継続支援(B型)事業の利用者 ()	294 人
平成 26 年度末の就労継続支援(A型 + B型)事業の利用者 (+)	308 人
【目標】平成 26 年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者の割合 < / + >	4.5%

(注) 人数は、1 か月あたりの利用人数をいいます。



< 本市が独自に定める数値目標 >

5 障害児支援施設関連の数値目標

障害児支援施設関連の数値目標は、次のとおりとします。

障害児支援施設関連の数値目標

	平成 23 年度	平成 26 年度
重症心身障害児施設 (医療型障害児入所施設)	0 施設	1 施設

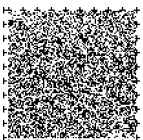
横須賀市は、「重症心身障害児施設（医療型障害児入所施設）」が設置され次第、引き続き、「知的障害児施設（福祉型障害児入所施設）」を新たに「1 施設」設置することを目標とします。

6 バリアフリー関連施策の数値目標

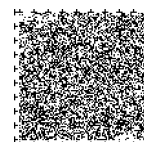
バリアフリー関連施策の数値目標は、次のとおりとします。

バリアフリー関連施策の数値目標

	平成 23 年度	平成 26 年度
駅舎エレベータ設置	19 駅	20 駅
バリアフリー化（市道段差解消）	1,300 か所	1,500 か所



第4章 障害福祉サービス等の見込量



第4章 障害福祉サービス等の見込量

1 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービスの見込量

訪問系サービスに分類される「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」の見込量については、平成21年度から22年度の実績の伸び率を考慮して、平成24年度から26年度までのサービス量を見込んでいます。「同行援護」については、移動支援事業からの移行分のサービス量を見込んでいます。

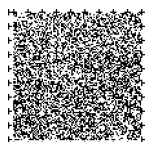
訪問系サービスの見込量

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	見込量(時間)	15,200	15,978	16,756
	見込利用者数(人)	715	748	782

(内 訳)

居宅介護	見込量(時間)	12,715	13,224	13,733
	見込利用者数(人)	623	648	673
重度訪問介護	見込量(時間)	1,023	1,162	1,301
	見込利用者数(人)	4	4	5
行動援護	見込量(時間)	150	150	150
	見込利用者数(人)	10	10	10
重度障害者等包括支援	見込量(時間)	0	0	0
	見込利用者数(人)	0	0	0
同行援護	見込量(時間)	1,312	1,442	1,572
	見込利用者数(人)	78	86	94

(注) 数値は1か月あたり。



(2) 日中活動系サービスの見込量

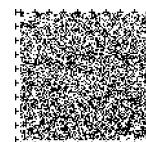
日中活動系サービスに分類される「生活介護」「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」「就労移行支援」「就労継続支援(A型・B型)」「療養介護」及び「短期入所」の見込量については、近年の実績を考慮して、平成24年度から26年度までのサービス量を見込んでいます。

日中活動系サービスの見込量

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	見込量(人日)	14,576	15,117	15,627
	見込利用者数(人)	864	896	926
自立訓練 (機能訓練)	見込量(人日)	91	91	91
	見込利用者数(人)	17	17	17
自立訓練 (生活訓練)	見込量(人日)	413	453	492
	見込利用者数(人)	21	23	25
就労移行支援	見込量(人日)	600	600	600
	見込利用者数(人)	33	33	33
就労継続支援 (A型)	見込量(人日)	271	271	271
	見込利用者数(人)	14	14	14
就労継続支援 (B型)	見込量(人日)	3,285	4,114	4,351
	見込利用者数(人)	222	278	294
療養介護	見込利用者数(人)	29	30	31
短期入所	見込量(人日)	945	1,002	1,082
	見込利用者数(人)	134	142	154

(注1) 数値は1か月あたり。

(注2) 療養介護の見込量については、既存の重症心身障害児施設が平成24年度に療養介護に移行するものとして推計しています。



(3) 障害児通所支援サービスの見込量

障害児通所支援サービスについては、次のとおり、平成24年度から26年度までのサービス量を見込んでいます。障害児通所支援サービスは、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスとは異なり、児童福祉法に基づくサービスとなります。

障害児通所支援サービスの見込量

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童発達支援	見込量(人日)	1,210	1,210	1,210
	見込利用者数(人)	134	134	134
医療型児童発達支援	見込量(人日)	182	182	182
	見込利用者数(人)	18	18	18
放課後等デイサービス	見込量(人日)	464	464	464
	見込利用者数(人)	65	65	65

(注1) 数値は1か月あたり。

(注2) 児童発達支援は、旧児童デイサービス(未就学児)及び旧知的障害児通園施設の見込量の合計となっています。

(注3) 医療型児童発達支援は、旧肢体不自由児通園施設の見込量となっています。

(注4) 放課後等デイサービスは、旧児童デイサービス(未就学児以外)の見込量となっています。

(4) 居住系サービスの見込量

居住系サービスについては、次のとおり、平成24年度から26年度までのサービス量を見込んでいます。

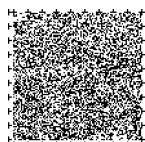
居住系サービスの見込量

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入所支援	見込量(人分)	321	319	317
共同生活援助 共同生活介護	見込量(人分)	216	228	240

(内 訳)

共同生活援助	見込量(人分)	9	9	9
共同生活介護	見込量(人分)	207	219	231

(注) 数値は1か月あたり。



(5) 計画相談支援等の見込量

計画相談支援等については、次のとおり、平成24年度から26年度までのサービス量を見込んでいます。

計画相談支援等の見込量

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	見込量(人分)	100	150	200
地域移行支援	見込量(人分)	13	13	13
地域定着支援	見込量(人分)	12	16	24

(注) 数値は1か月あたり。

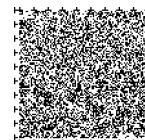
2 地域生活支援事業の見込量

(1) 自立支援協議会

本市においては、従来から障害者相談サポートセンターに相談業務を委託して利用者からの相談に応じていました。しかしながら、最近では、相談内容の複雑化や専門化に伴い、サービス事業者や相談支援事業者等とのネットワークの構築、個別のケースカンファレンスから明らかとなる地域の課題の協議などを行う必要性が生じるようになりました。そこで、地域において障害児者の生活を支える相談支援事業をはじめとするシステムづくりの中核的役割を果たすとともに、支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制整備についての定期的な協議の場として「自立支援協議会」を設置しています。

自立支援協議会の見込み

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立支援協議会	見込量(か所)	1	1	1



(2) 相談支援事業の見込み

相談支援事業については、次のとおり、平成24年度から26年度までのサービス量を見込んでいます。また、現在の障害者相談支援事業を発展させ、平成26年度までに基幹相談支援センターの創設を目指します。

相談支援事業の見込み

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害者相談支援事業	見込量 (か所)	4	4	4
障害児等療育支援事業	見込量 (か所)	1	1	1
成年後見制度 利用支援事業	見込量 (人)	1	1	1
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	見込	実施		
市町村相談支援 機能強化事業	見込	実施		

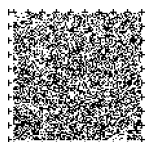
(3) コミュニケーション支援事業の見込み

コミュニケーション支援事業については、次のとおり、平成24年度から26年度までのサービス量を見込んでいます。

コミュニケーション支援事業の見込み

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳者派遣事業	見込量 (件)	1,053	1,053	1,053
	見込量 (人)	90	90	90
要約筆記者派遣事業	見込量 (件)	294	294	294
	見込量 (人)	29	29	29
手話通訳者設置事業	実設置見込者数 (人)	2	2	2

(注) 数値は1年あたり。



(4) 日常生活用具給付事業の見込み

日常生活用具給付事業については、次のとおり、平成24年度から26年度までのサービス量を見込んでいます。

日常生活用具給付事業の見込み

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護・訓練支援用具	見込量(件)	31	31	31
自立生活支援用具	見込量(件)	65	65	65
在宅療養等支援用具	見込量(件)	69	69	69
情報・意思疎通支援用具	見込量(件)	91	91	91
排泄管理支援用具	見込量(件)	4,381	4,605	4,840
居宅生活動作補助用具	見込量(件)	12	12	12
合計	見込量(件)	4,649	4,873	5,108

(注) 数値は1年あたり。

(5) 移動支援事業の見込み

移動支援事業については、次のとおり、平成24年度から26年度までのサービス量を見込んでいます。

移動支援事業の見込み

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	見込利用者(人)	790	868	946
	見込時間数(時間)	13,265	14,578	15,891

(注) 数値は1か月あたり。

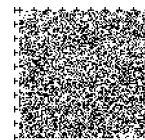
(6) 地域活動支援センター(地域作業所を含む)の見込み

地域作業所を含む地域活動支援センターについては、平成22年度実績(42か所)をもとに、年間1か所ずつの新設による増加及び障害者自立支援法の事業への移行による減少を見込んだ数値となっています。

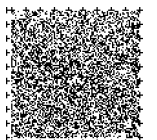
地域活動支援センター(地域作業所を含む)の見込み

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動支援センター (地域作業所を含む)	見込量(か所)	41	40	41
	見込利用者数(人)	508	496	508

(注) 数値は1か月あたり。



第5章 計画の推進体制等



第5章 計画の推進体制等

この計画を着実に推進するためには、本市のみならず関係機関・団体との連携を図りながら、計画の進捗状況の定期的な評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行いながら積極的に取り組んでいく必要があります。

本章では、この計画を実行するにあたっての推進体制等を明らかにします。

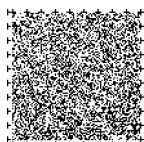
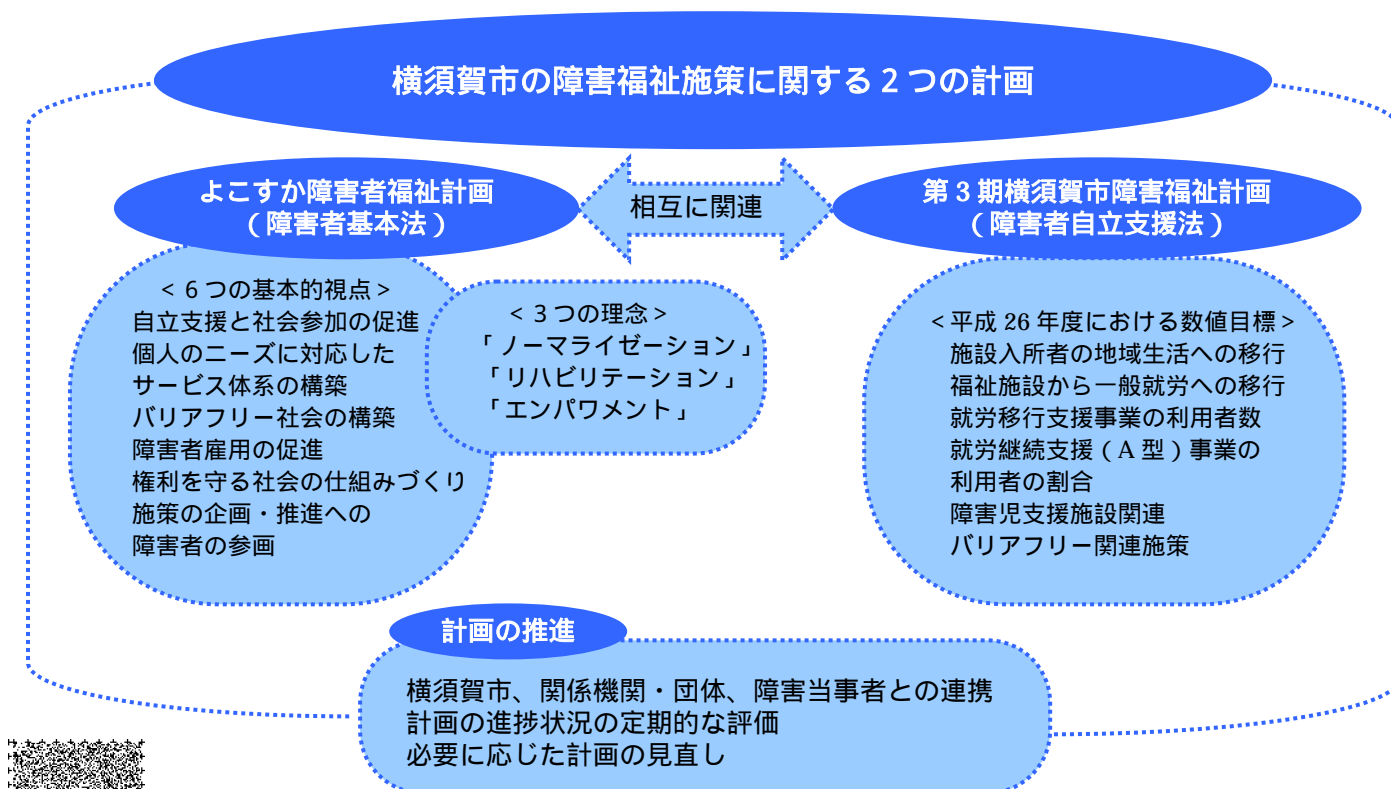
(1) 実施体制

この計画は、障害者基本法に基づく「よこすか障害者福祉計画」と併せて、本市の障害福祉施策の基本計画であり、両計画に含まれる分野は、地域生活支援、保健・医療、相談支援・情報提供、療育教育、働く場・活動の場、バリアフリーの推進、権利擁護システムなどの様々な分野にわたっています。

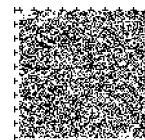
このため、福祉部が中心となり、関係部局、関係機関・団体、障害当事者などと連携をとりながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

(2) 進行管理体制・評価方法

横須賀市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会において、両計画の推進に関する必要な事項の検討や着実な進行管理・評価を行います。なお、進行管理・評価結果については、市政情報コーナーにて公表し、透明性を高めます。



資料編



1 横須賀市社会福祉審議会条例

(総則)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づく横須賀市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(審議会の委員等の任期)

第2条 審議会委員及び法第8条第2項に規定する臨時委員(以下「臨時委員」という。)の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員及び臨時委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、前項の規定にかかわらず、担当する特別の事項の調査審議が終了したときは、その任期を終了するものとする。

(委員長の職務代理)

第3条 法第10条に規定する委員長(以下「委員長」という。)に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合に限り、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

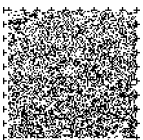
(専門分科会)

第5条 法第11条第1項及び第2項の規定に基づき、審議会に次に掲げる専門分科会を置き、それぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 障害者福祉専門分科会 障害者の福祉に関すること。

(2) 福祉専門分科会 前号及び法第11条第1項に規定する事項以外の福祉に関すること。

2 審議会は、前項の専門分科会の決議(重要又は異例な事項を除く。)をもって、審議会の決議とする。



(専門分科会の委員等)

第 6 条 前条第 1 項の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 前条第 1 項の専門分科会及び法第 11 条第 1 項に規定する民生委員審査専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員が互選する。

3 専門分科会会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会会長が指名した委員又は臨時委員がその職務を代理する。

5 第 4 条の規定は、専門分科会の会議について準用する。

(審査部会)

第 7 条 審議会は、次に掲げる事項について諮問を受けたときは、社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号)第 2 条第 1 項に規定する審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(1) 身体障害者の障害程度

(2) 身体障害者手帳の交付に係る医師の指定又は指定の取消し

(3) 身体障害者の更生医療を担当する医療機関の指定又は指定の取消し

2 第 4 条及び第 6 条第 2 項から第 4 項までの規定は、審査部会の会議及び委員について準用する。

(その他の事項)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

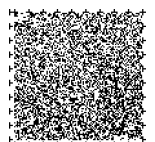
附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 31 日条例第 4 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

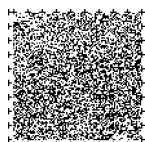


2 横須賀市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会委員名簿

(敬称略)

区分	委員名	役職等
学識	山形 寿太郎	横須賀市医師会会長
学識	大武 勲	横須賀市障害者団体連絡協議会会長
従事者	飯野 雄彦	社会福祉法人みなと舎 理事長
学識	海原 泰江	障害者施策検討連絡会
従事者	片山 明	くりの会(難病関係団体)相談役
学識	篠崎 英夫	国立保健医療科学院名誉院長
従事者	下江 秀雄	NPO法人横須賀つばさの会理事長
学識	角野 ひろ子	市民公募
学識	若林 千波	市民公募

(注) は分科会会長、 は職務代理者を示します。



3 横須賀市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の開催経過

第1回計画検討会議

日 時：平成23年5月20日（金）10：00～11：30

会 場：横須賀市役所本庁舎4階403会議室

出席委員：委員9名中8名出席

議 事： 策定する計画の概要について
障害者自立支援法の改正について
アンケート調査について

第2回計画検討会議

日 時：平成23年7月15日（金）10：00～11：30

会 場：横須賀市役所本庁舎3階302会議室

出席委員：委員9名中8名出席

議 事： 障害者を取り巻く現状について
数値目標とサービス見込量の実績報告について
アンケート調査の実施状況について（経過報告）

第3回計画検討会議

日 時：平成23年8月24日（水）10：00～11：30

会 場：横須賀市役所本庁舎3階302会議室

出席委員：委員9名中7名出席

議 事： アンケート調査の結果報告について
計画素案について

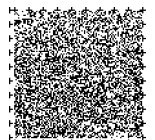
第4回計画検討会議

日 時：平成23年9月14日（水）10：00～11：00

会 場：横須賀市役所本庁舎3階302会議室

出席委員：委員9名中6名出席

議 事： 計画修正案について



第5回計画検討会議

日 時：平成23年10月14日(金) 14:30～15:00

会 場：横須賀市役所本庁舎3階302会議室

出席委員：委員9名中8名出席

議 事： 計画パブリック・コメント案について

第6回計画検討会議

日 時：平成23年12月16日(金) 10:00～11:00

会 場：横須賀市役所本庁舎4階403会議室

出席委員：委員9名中8名出席

議 事： 第3期横須賀市障害福祉計画(案)について

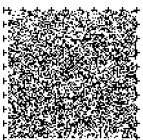
第7回計画検討会議

日 時：平成24年1月27日(金) 14:00～14:30

会 場：横須賀市役所1号館3階会議室B

出席委員：委員9名中9名出席

議 事： 第3期横須賀市障害福祉計画(答申案)について

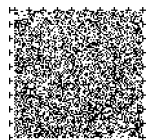


4 パブリック・コメント手続きの結果概要

横須賀市民パブリック・コメント手続条例による「第3期横須賀市障害福祉計画（案）について」のパブリック・コメント手続の結果概要は、次のとおりです。

意見の提出方法

- 1 提出期間 平成23年11月8日（火）から12月1日（木）まで
- 2 あて先 横須賀市 福祉部 障害福祉課
- 3 提出方法 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記のうえ、日本語にて下記のいずれかの方法で提出してください。
 - (1)直接持ち込み
横須賀市 福祉部 障害福祉課
横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 分館1階
市政情報コーナー
横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 本館1階
市行政センター
追浜、田浦、逸見、衣笠、大津、浦賀、久里浜、北下浦、西
 - (2)郵送
〒238-8550
横須賀市小川町11番地 横須賀市 福祉部 障害福祉課
 - (3)ファクシミリ
ファクシミリ番号：046-825-6040
 - (4)電子メール
hp-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp
- 4 お問合せ先 横須賀市 福祉部 障害福祉課
電話番号：046-822-9398



第3期横須賀市障害福祉計画（案）に関する意見等の集計結果

平成23年11月8日（火）から12月1日（木）までの間、第3期横須賀市障害福祉計画（案）について意見募集を行った結果、6人の方から18件の意見の提出がありました。

提出状況

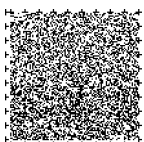
提出方法	人数
持ち込み	2人
郵送	-
ファックス	-
電子メール	4人
合 計	6人

章別の件数

項目名	件数
第1章 計画策定の基本的な考え方	2件
第2章 障害者を取りまく現状	1件
第3章 数値目標	3件
第4章 障害福祉サービス等の見込量	8件
第5章 計画の推進体制等	2件
その他、全体的なもの	2件
合 計	18件

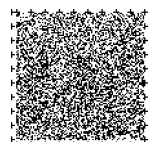
第3章の内、個々の施策体系・事業に関わるものの件数

項目名	件数
1 施設入所者の地域生活への移行	1件
2 福祉施設から一般就労への移行	-
3 就労移行支援事業の利用者数	-
4 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合	-
5 障害児支援施設関連の数値目標	2件
6 バリアフリー関連施策の数値目標	-
その他、第3章全体的なもの	-
合 計	3件



第4章の内、個々の施策体系・事業に関わるものの件数

項目名	件数
1-(1) 訪問系サービスの見込量	-
1-(2) 日中活動系サービスの見込量	2件
1-(3) 障害児通所支援サービスの見込量	1件
1-(4) 居住系サービスの見込量	4件
1-(5) 計画相談支援等の見込量	-
2-(1) 自立支援協議会	1件
2-(2) 相談支援事業の見込み	-
2-(3) コミュニケーション支援事業の見込み	-
2-(4) 日常生活用具給付事業の見込み	-
2-(5) 移動支援事業の見込み	-
2-(6) 地域活動支援センター(地域作業所を含む)の見込み	-
その他、第4章全体的なもの	-
合 計	8件



5 アンケート調査結果の概要

1 調査概要

(1) 調査目的

第3期横須賀市障害福祉計画の策定に際して、数値目標及び障害福祉サービス等の見込量の推計に資する基礎資料とするため、特に潜在的なニーズが高いと考えられるもの、重要性の高いもの、課題等が多いと考えられるものなど、調査対象を7分類に分け、それぞれ事業者・学校と利用者・生徒に対してアンケート調査を実施した。

(2) 調査期間

配布：平成23年6月9日(木)から平成23年6月13日(月)まで

回収：配布日から平成23年7月8日(金)まで

集計：平成23年6月27日(月)より平成23年7月29日(金)まで

分析：平成23年7月25日(月)から平成23年8月12日(金)まで

(3) 調査対象

短期入所事業

ア 事業所：6カ所

() シャローム浦上台短期入所サービスセンター

() 三浦しらとり園

() いちばん星

() 横須賀ヘーメット

() 清光ホーム

() ショートステイゆう

イ 利用者：支給決定者 604 人(平成23年5月30日現在)

児童デイサービス事業

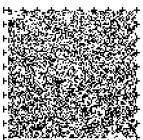
ア 事業所：3カ所

() こどもひろば風・風キッズ

() ピュア児童デイサービス

() かしこ

イ 利用者：支給決定者 161 人(平成23年5月30日現在)



障害児通園施設

ア 事業所：2 カ所

() 肢体不自由児通園施設

() 知的障害児通園施設

イ 利用者：85 人（平成 23 年 5 月 30 日現在）

グループホーム・ケアホーム

ア 事業所：38 カ所

() 市内のグループホーム・ケアホーム

イ 利用者：入居者 189 人（平成 23 年 5 月 30 日現在）

特別支援学校高等部

ア 学校：3 カ所

() 武山養護学校

() 武山養護学校津久井浜分教室

() 岩戸養護学校

イ 生徒：184 人（平成 23 年 5 月 30 日現在）

入所施設

ア 事業者：7 カ所

() シャローム浦上台

() 重度神奈川後保護施設

() 神奈川後保護施設

() 三浦しらとり園

() いちばん星

() 清光ホーム

() 横須賀ヘーメット

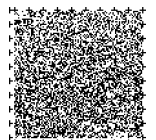
イ 利用者：380 人（平成 23 年 5 月 30 日現在）

地域作業所等

ア 事業所：39 カ所

() 市内作業所等

イ 利用者：登録者を含む 593 人（平成 23 年 5 月 30 日現在）



(4) 調査方法

短期入所事業、児童デイサービスの支給決定者には直接郵送にて配布、それ以外の「利用者及び生徒」には「事業者及び学校」を通じて配布した。

「事業者及び学校」は記名式、「利用者及び生徒」は無記名式とした。

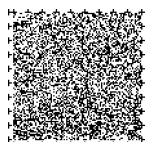
「事業者及び学校」、「利用者及び生徒」とともに郵送にて回収した。

(5) 回収結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
-ア 短期入所事業(事業者)	6	6	100.0%
-イ 短期入所事業(利用者)	604	385	63.7%
-ア 児童デイサービス事業(事業者)	3	3	100.0%
-イ 児童デイサービス事業(利用者)	161	87	54.0%
-ア 障害児通園施設(事業者)	2	2	100.0%
-イ 障害児通園施設(利用者)	85	47	55.3%
-ア グループホーム・ケアホーム(事業者)	38	34	89.5%
-イ グループホーム・ケアホーム(利用者)	189	162	85.7%
-ア 特別支援学校高等部(学校)	3	3	100.0%
-イ 特別支援学校高等部(生徒)	184	77	41.8%
-ア 入所施設(事業者)	7	7	100.0%
-イ 入所施設(利用者)	380	304	80.0%
-ア 地域作業所等(事業者)	39	32	82.1%
-イ 地域作業所等(利用者)	593	333	56.2%
合計	2,294	1,482	64.6%

(6) 調査結果の見方

- ・比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出している。
- ・グラフ中の「n」は、設問を回答した数(母数)を表す。
- ・複数回答の設問の集計は、回答者数(票数)に対する回答率で表すため、各項目比率の合計が100%を上回ることがある。
- ・グラフ中では便宜的に選択肢を簡略化して表記しているものがある。



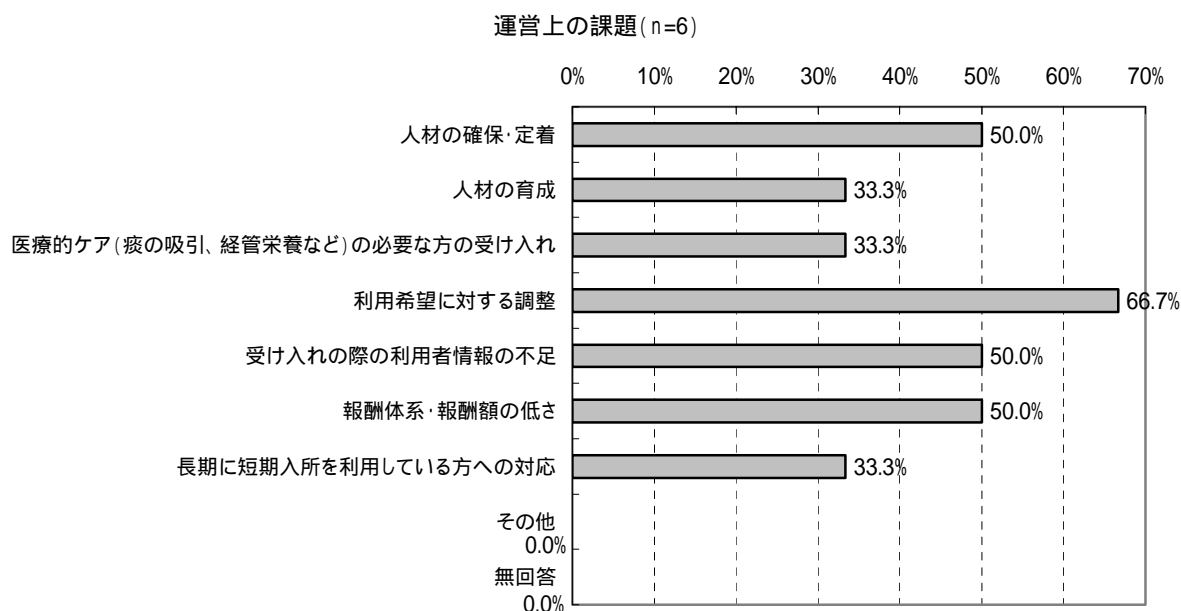
2 調査結果

(1) 短期入所事業

事業者

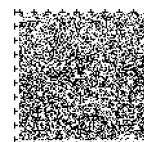
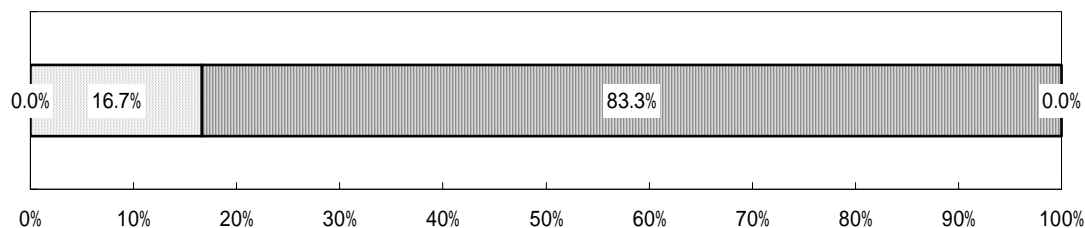
今後の利用希望の見込みについては、全ての事業者が「増加すると見込んでいる」と回答している一方、今後の定員増加の予定については、8割以上の事業者が「既存事業所の定員増加および新たな事業所設置の双方とも予定していない」と回答している。

また、運営上の課題については、事業者の6割以上が「利用希望に対する調整」と回答しており、最も多くなっている。その他には、「人材の確保・定着」50.0%、「受け入れの際の利用者情報の不足」50.0%、「報酬体系・報酬額の低さ」50.0%などが挙げられている。



今後の定員増加の予定 (n=6)

- 既存事業所の定員増加および新たな事業所設置の双方を予定している
- 既存事業所の定員増加は予定しているが、新たな事業所設置は予定していない
- 新たな事業所設置は予定しているが、既存事業所の定員増加は予定していない
- 既存事業所の定員増加および新たな事業所設置の双方とも予定していない
- 無回答



利用者

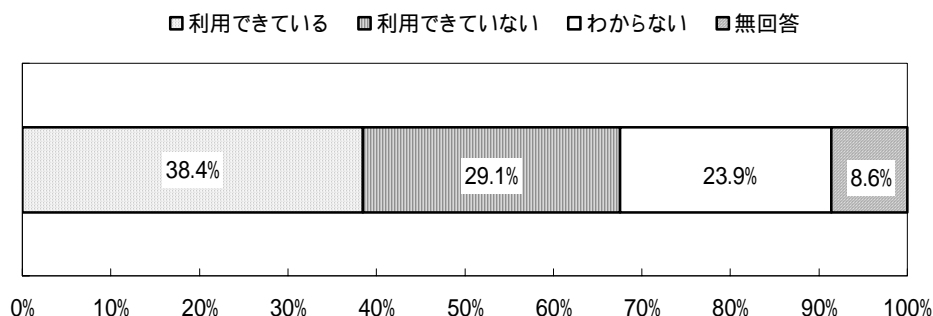
サービスを希望通りに利用できているかについては、3割弱の利用者が「利用できていない」と回答している。1か月あたりの平均利用日数について見ると、6割以上の利用者が「5日以下」と回答しており、「6～10日」12.2%、「11～15日」3.0%と続いている一方、1か月あたりの平均利用希望日数について見ると、「5日以下」は4割強で、「6～10日」33.0%、「11～15日」5.4%と続いている。

また、短期入所事業への満足度については、「非常に満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計が34.6%となっており、「非常に不満である」と「どちらかといえば不満である」の合計が31.5%となっている。

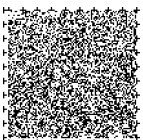
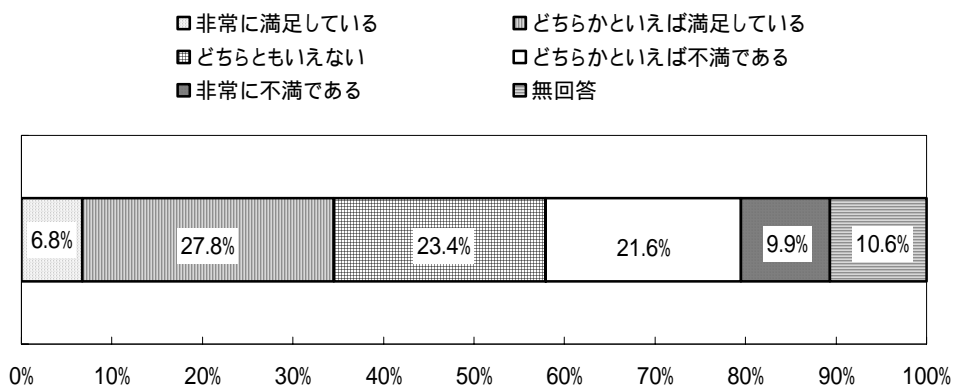
満足している理由としては、「短期入所（ショートステイ）というサービス自体がある安心感」82.0%、「利用したい日に利用できている」30.1%、「支援内容が充実している」25.6%などが挙げられている一方、不満な理由として、「利用したい日に利用できない」66.1%、「自宅から遠い」38.8%、「その他」28.9%が挙げられている。

なお、「その他」としては、「早くから予約を入れなければならない」、「緊急時に利用できない」、「普段から本人が利用しているところでない」と不安がって利用できない」などが挙げられている。

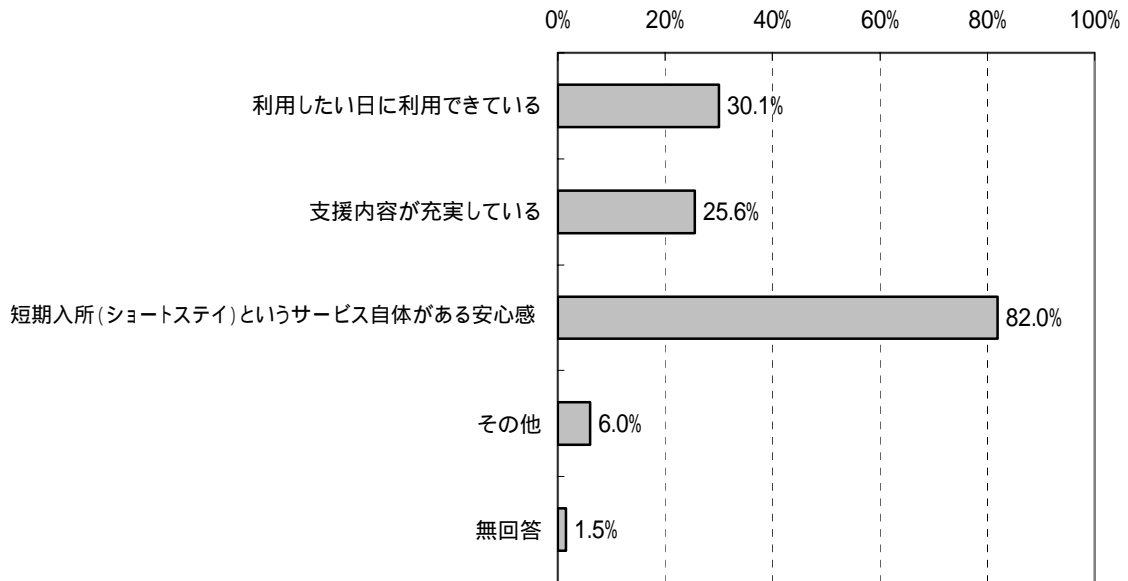
希望通り利用できているか(n=385)



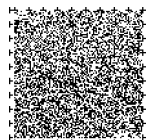
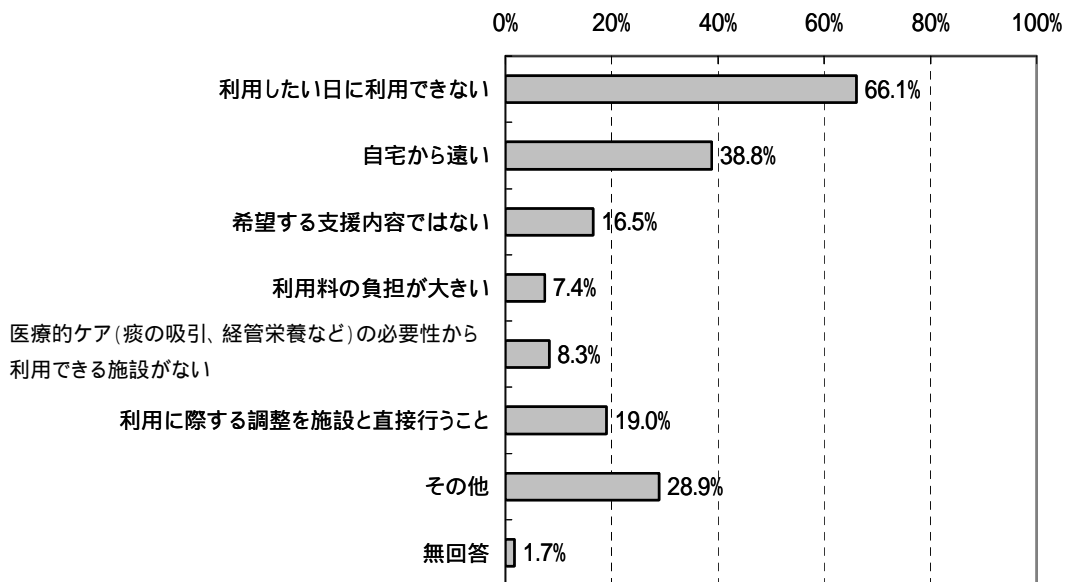
短期入所事業への満足度(n=385)



満足している理由 (n=133)



不満である理由 (n=121)

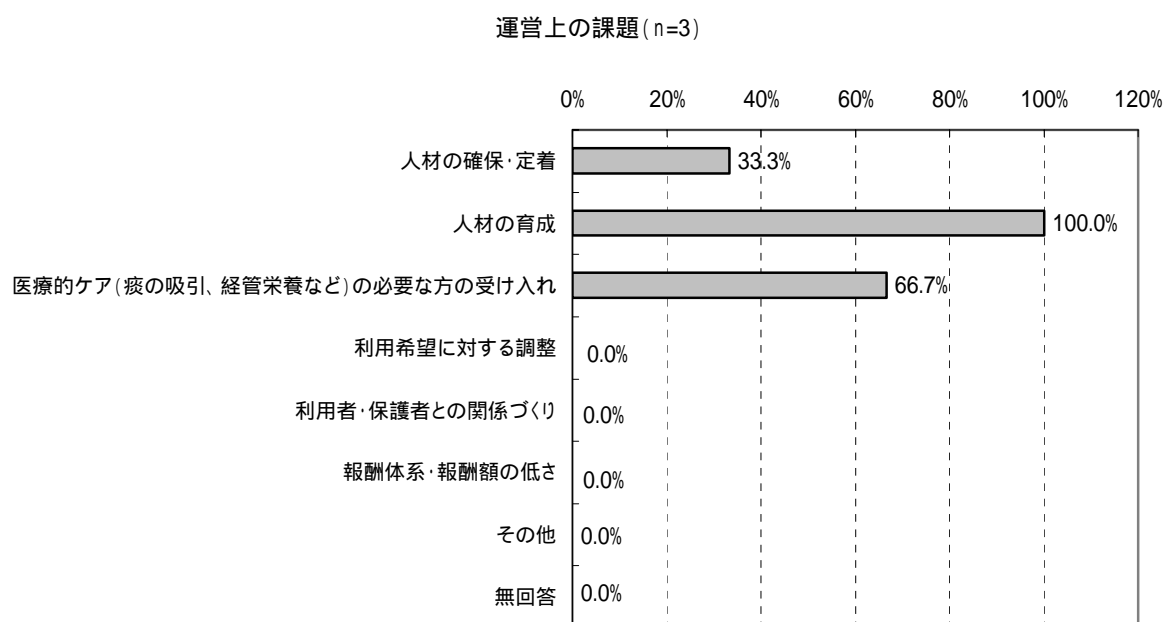


(2) 児童デイサービス事業

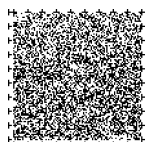
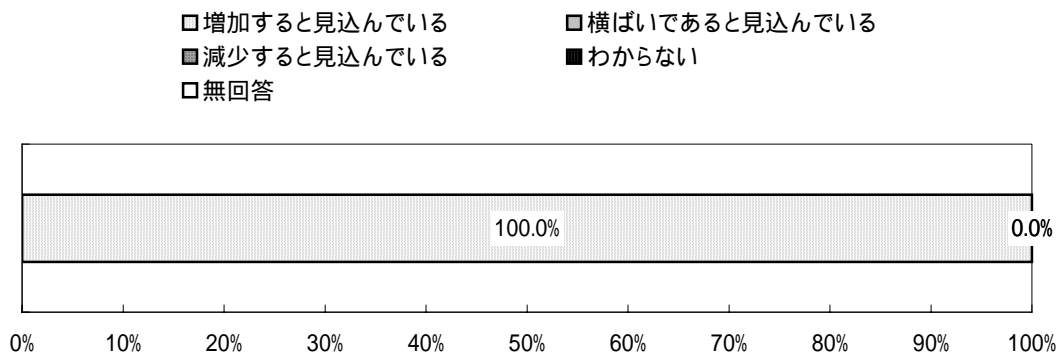
事業者

今後の利用希望の見込みについては、全ての事業者が「増加すると見込んでいる」と回答している。

また、運営上の課題については、「人材の育成」、「医療的ケア（痰の吸引、経管栄養など）の必要な方の受け入れ」、「人材の確保・定着」など支援の質に関する事柄が挙げられている。



今後の利用希望の見込み (n=3)



利用者

1か月あたりの平均利用日数については、「5日以下」が41.4%で最も多く、「6～10日」29.9%、「11～15日」17.2%と続いている一方、1ヶ月あたりの平均利用希望日数については、「5日以下」と「6～11日」がともに25.3%で最も多く、「16～20日」23.0%、「11～15日」18.4%と続いている。

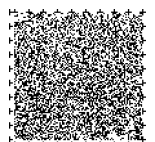
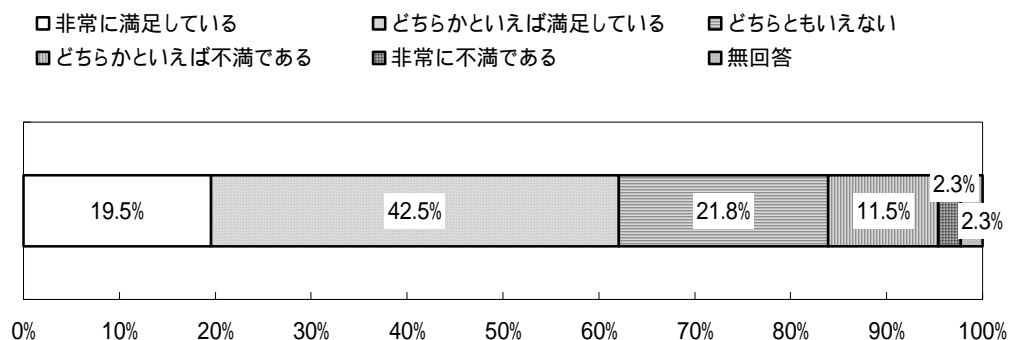
また、児童デイサービス事業の満足度については、「非常に満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計が6割以上となっている。

満足している理由としては、「支援内容が充実している」59.3%、「利用したい日に利用できている」55.6%、「利用料の負担が小さい」42.6%などが挙げられており、不満な理由としては、「利用したい日に利用できていない」75.0%、「自宅から遠い」50.0%、「その他」41.7%などが挙げられている。

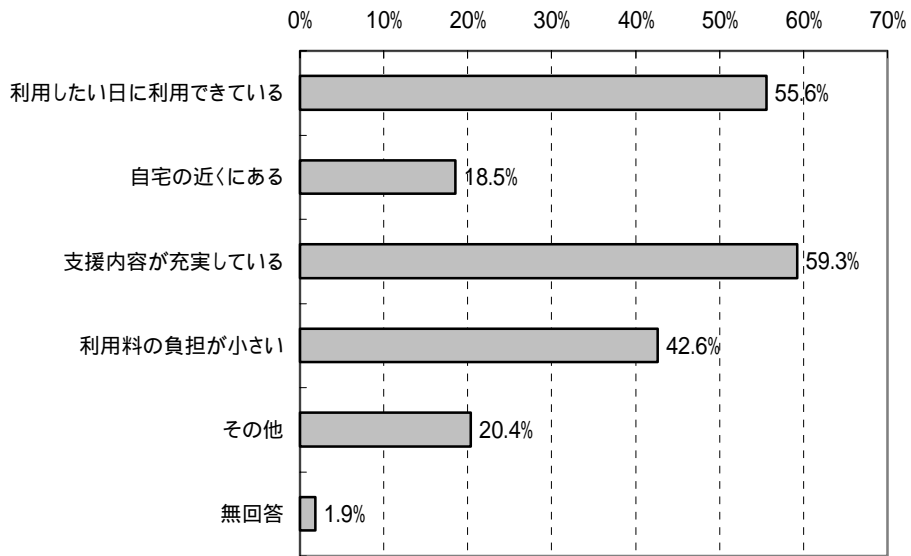
なお、「その他」としては、「療育的指導が少ない」や「人数が多すぎる」などが挙げられている。

拡充を希望するサービスについては、6割以上の利用者が「夏休みなど長期休暇中の利用」と回答しており、その他では「休日、祝日の利用」55.2%、「送迎サービスの充実」51.7%などが挙げられている。

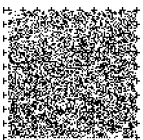
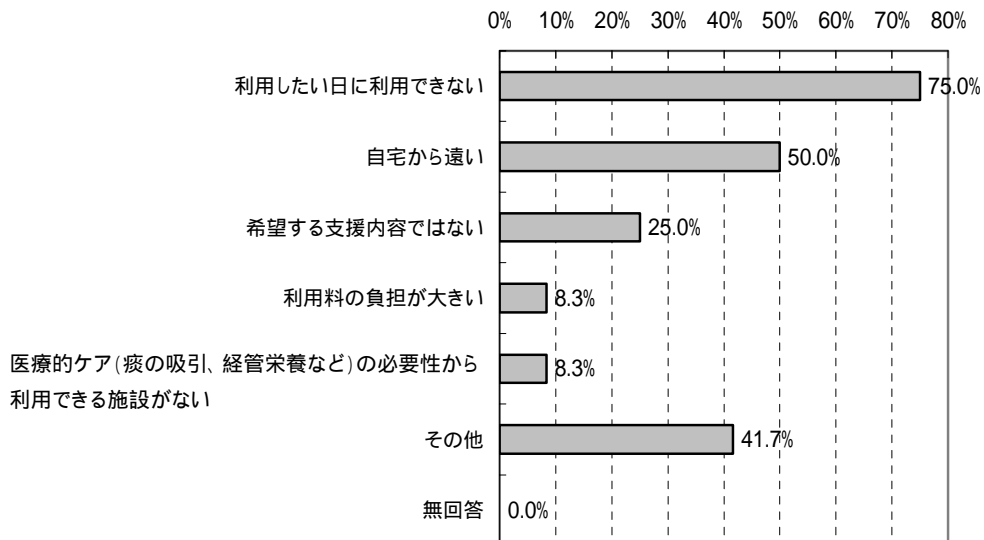
児童デイサービス事業の満足度(n=87)



満足している理由 (n=54)



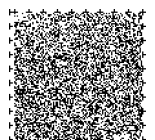
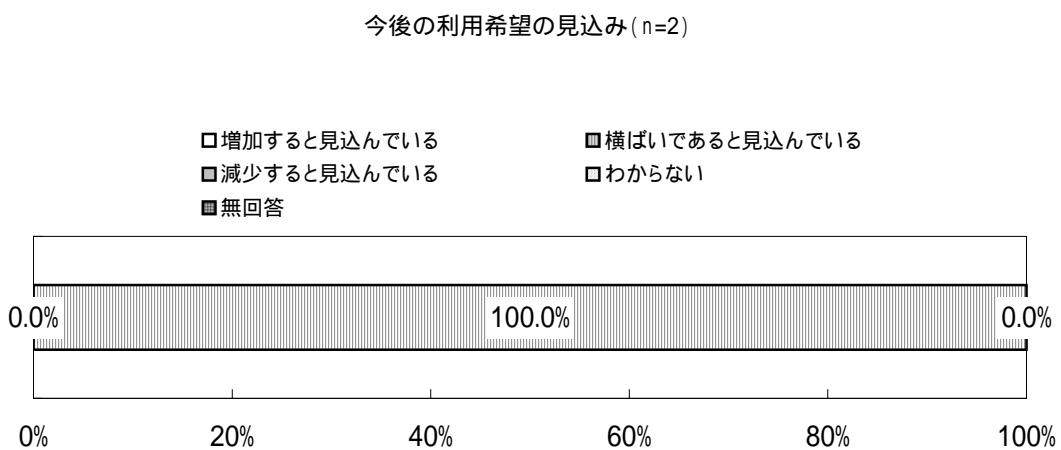
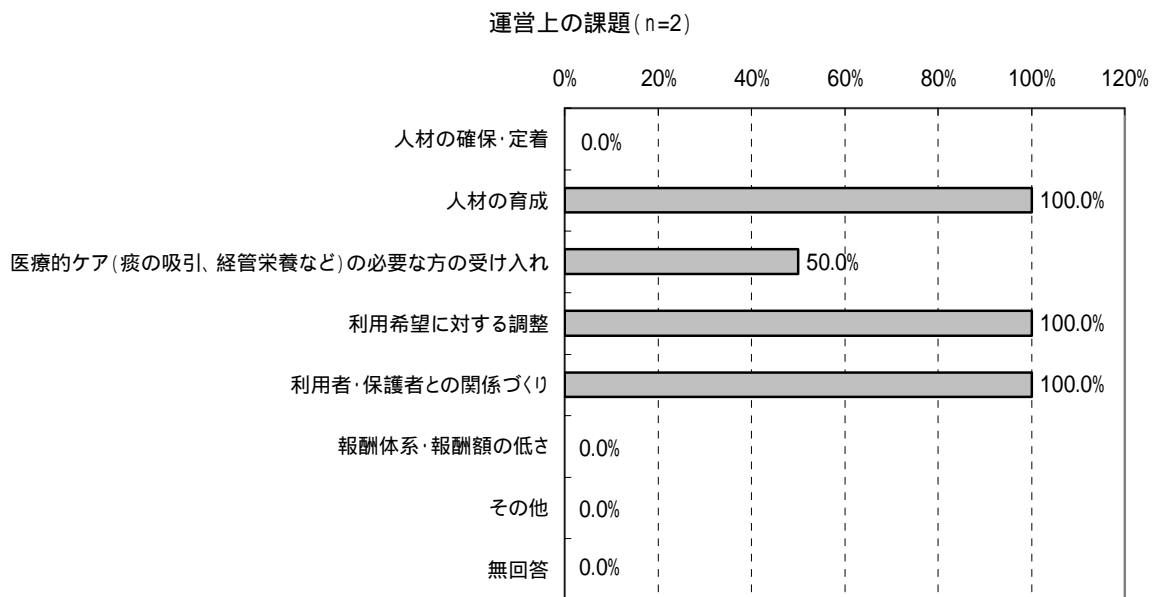
不満である理由 (n=12)



(3) 障害児通園施設

事業者

今後の利用希望の見込みについては、全ての事業者が「横ばいであると見込んでいる」と回答している。また、運営上の課題については、「人材の育成」、「利用希望に対する調整」、「利用者・保護者との関係づくり」、「医療的ケア（痰の吸引、経管栄養など）の必要な方の受け入れ」などが挙げられている。

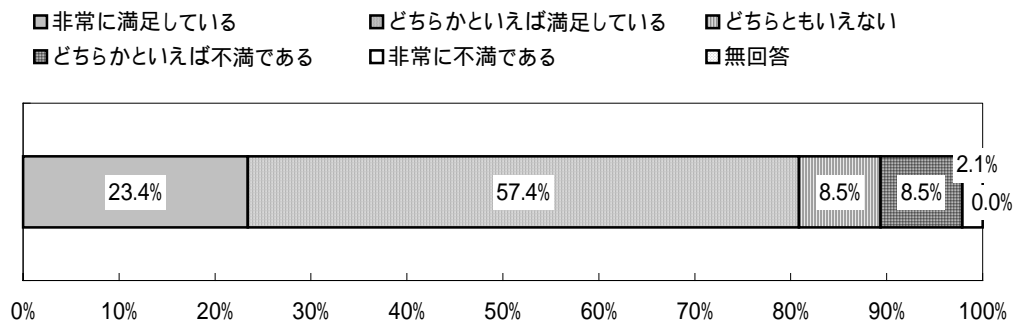


利用者

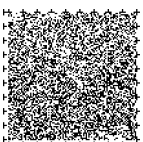
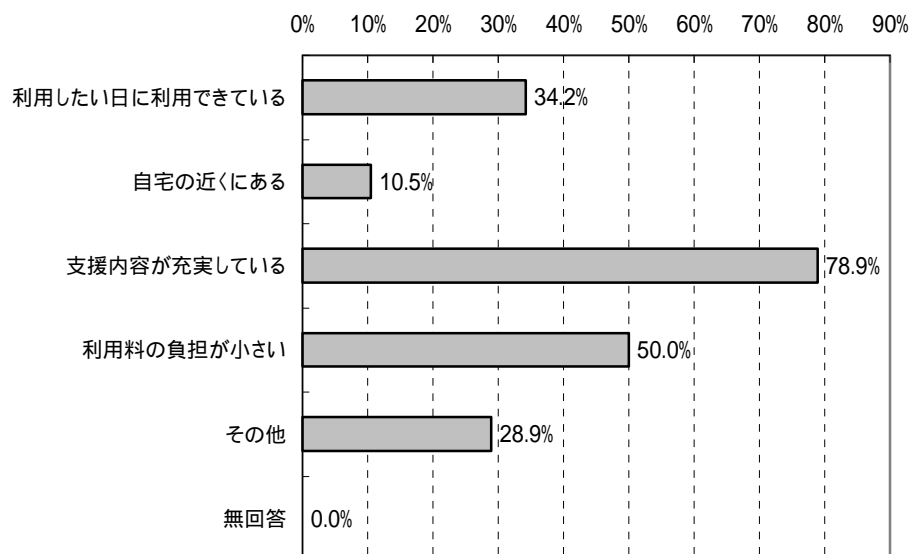
障害児通園施設の満足度については、「非常に満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計が 80.8%となっている。満足している理由としては、「支援内容が充実している」78.9%、「利用料の負担が小さい」50.0%、「利用したい日に利用できる」34.2%などが挙げられている。

また、拡充を希望するサービスについては、「利用時間の延長」が 68.1%で最も多く、「支援員の充実」44.7%、「送迎サービスの充実」、「休日、祝日の利用」がともに 40.4%となっている。

障害児通園施設の満足度 (n=47)



満足している理由 (n=38)

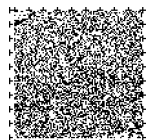
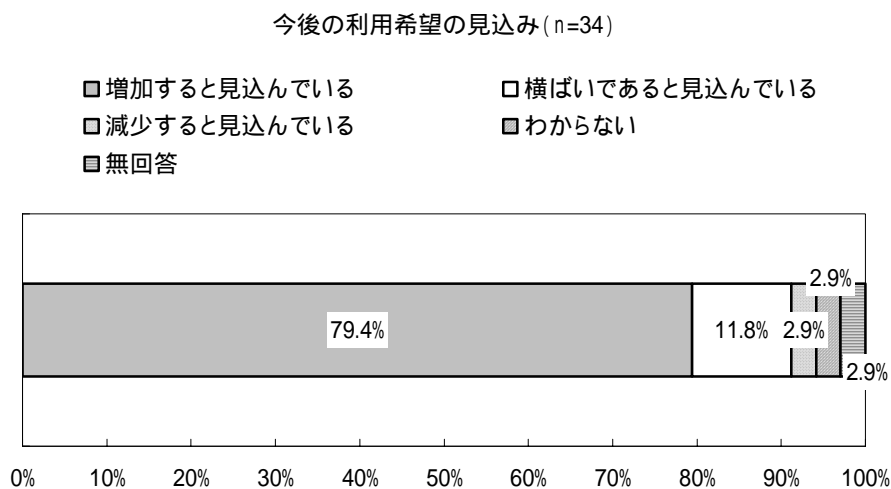
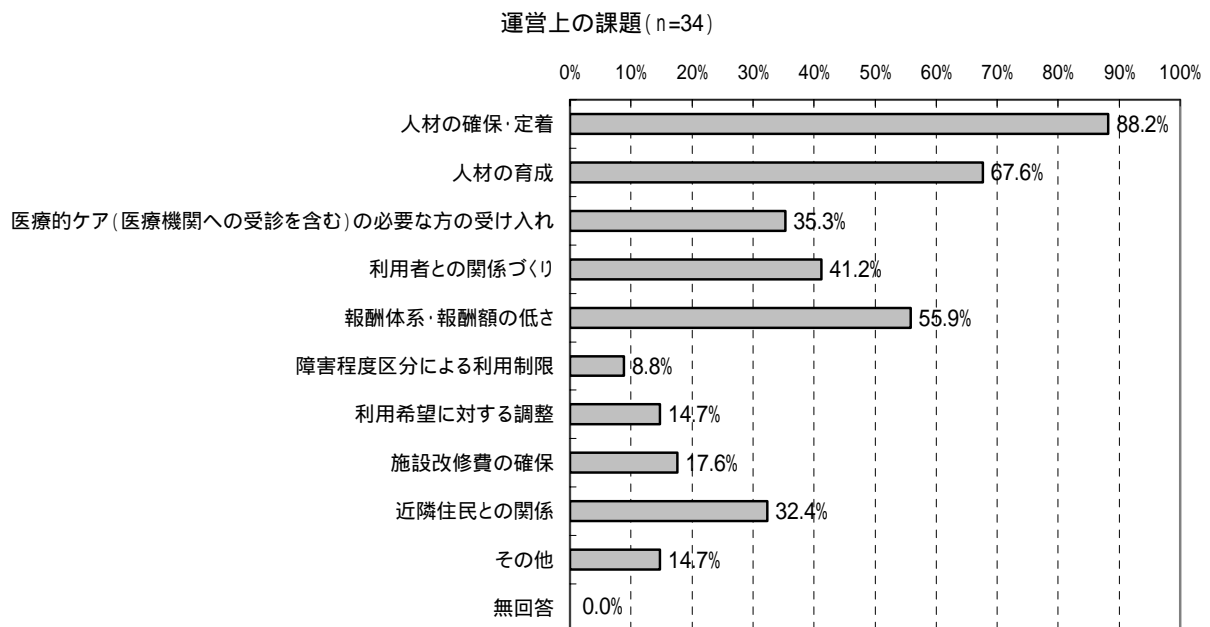


(4) グループホーム・ケアホーム

事業者

今後の利用希望の見込みについては、8割程度の事業者が「増加すると見込んでいる」と回答している。「新たなホーム設置は予定しているが、既存ホームの定員増加は予定していない」と「既存ホームの定員増加および新たなホーム設置の双方を予定している」と回答した、今後何らかのかたちで新たなホームの設置を予定している事業者の合計が58.8%となっている。また、運営上の課題については、「人材の確保・定着」88.2%が最も多く、「人材の育成」67.6%、「報酬体系・報酬額の低さ」55.9%、「利用者との関係づくり」41.2%と続いている。

利用者が地域で生活する条件については、「生活費の確保」、「介助者の確保」、「地域住民の理解」とする回答がそれぞれ8割を超えている。

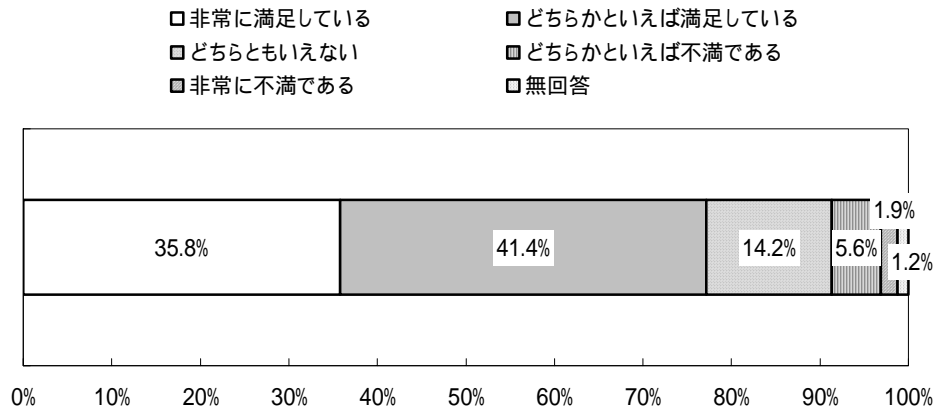


利用者

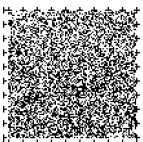
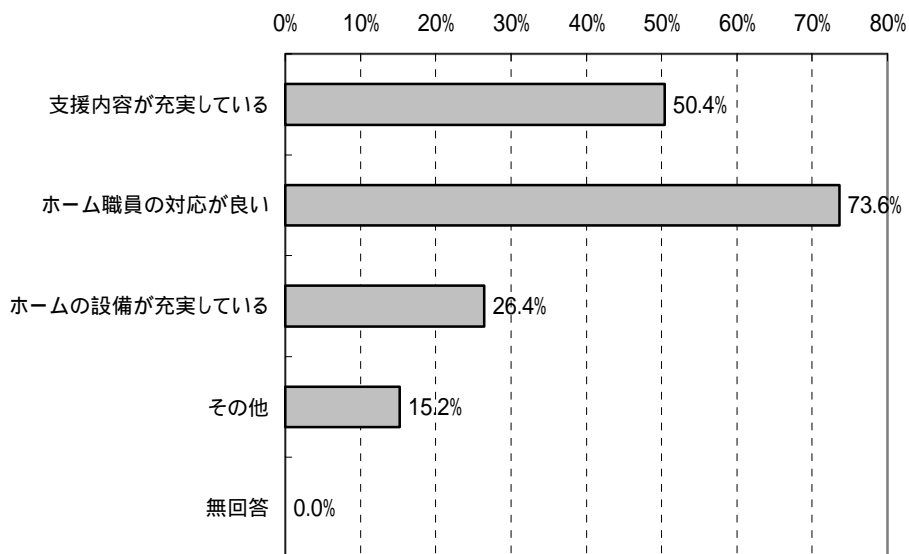
グループホーム・ケアホームの満足度については、「非常に満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計が77.2%となっている。満足している理由としては、「ホーム職員の対応が良い」73.5%、「支援内容が充実している」50.4%、「ホームの設備が充実している」26.4%などが挙げられている。

また、地域で生活するための条件については、「生活費の確保」が50.0%で最も多く、「外出しやすい生活環境」45.1%、「相談相手や相談機関の充実」44.4%、「生活費の管理」43.2%、「介助者の確保」39.5%と続いている。

グループホーム・ケアホームの満足度 (n=162)



満足している理由 (n=125)

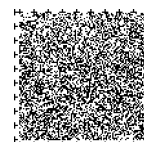


(5) 特別支援学校高等部

学校

学校へのアンケート調査結果からは、現時点で生徒が希望している進路先について、両校の3年生、つまり、平成24年4月以降に、施設・作業所の利用を希望している生徒は合計で34人、就労を希望している生徒は合計で8人となっている。両校の2年生、つまり、平成25年4月以降に、施設・作業所の利用を希望している生徒は合計で37人、就労を希望している生徒は合計で36人となっている。両校の1年生、つまり、平成26年4月以降に、施設・作業所の利用を希望している生徒は合計で35人、就労を希望している生徒は合計で31人となっている。

			1年	2年	3年	計
武 山 ・ 岩 戸 養 護 学 校	A課程・A部門 (肢体不自由)	施設・作業所	6人	7人	5人	18人
		就労	0人	1人	1人	2人
		在宅・その他	0人	0人	0人	0人
	B課程・B部門 (知的障害等)	施設・作業所	26人	29人	25人	80人
		就労	23人	27人	3人	53人
		在宅・その他	0人	2人	0人	2人
	分教室	施設・作業所	3人	1人	4人	8人
		就労	8人	8人	4人	20人
		在宅・その他	0人	1人	0人	1人
合計		66人	76人	42人	184人	

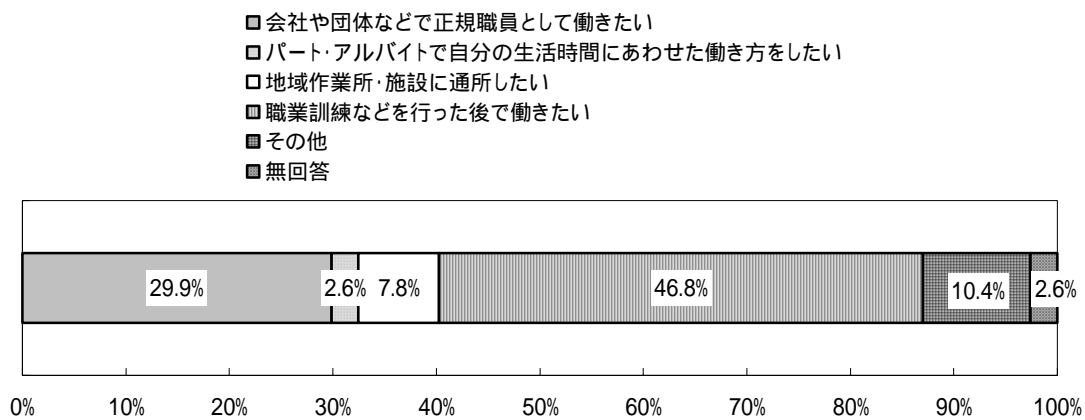


生徒

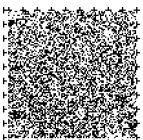
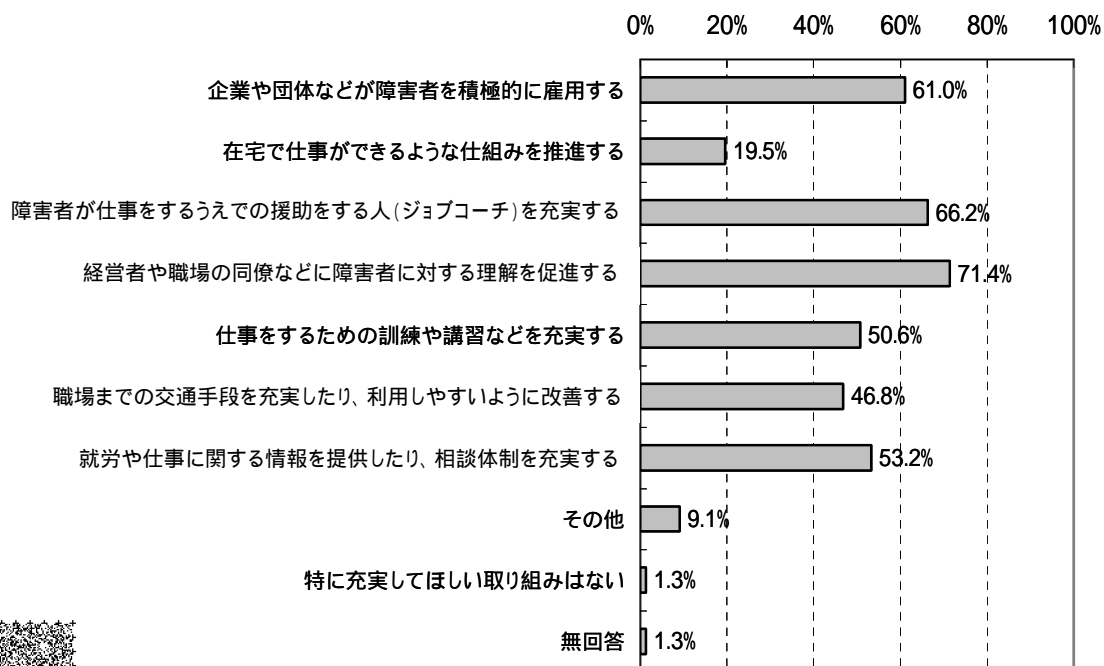
卒業後の希望進路については、「職業訓練などを行なった後で働きたい」と回答した生徒が 46.8%、「会社や団体などで正規職員として働きたい」と回答した生徒が 29.9%で多くなっている。

また、充実してほしい取組については、「経営者や職場の同僚などに障害者に対する理解を促進する」、「障害者が仕事をするうえで援助をする人（ジョブコーチ）を充実する」、「企業や団体などが障害者を積極的に雇用する」が多くなっており、卒業後に希望する日中活動系サービスについては、「就労移行支援」が一番多くなっている。

卒業後の希望進路 (n=77)



充実してほしい取組 (n=77)



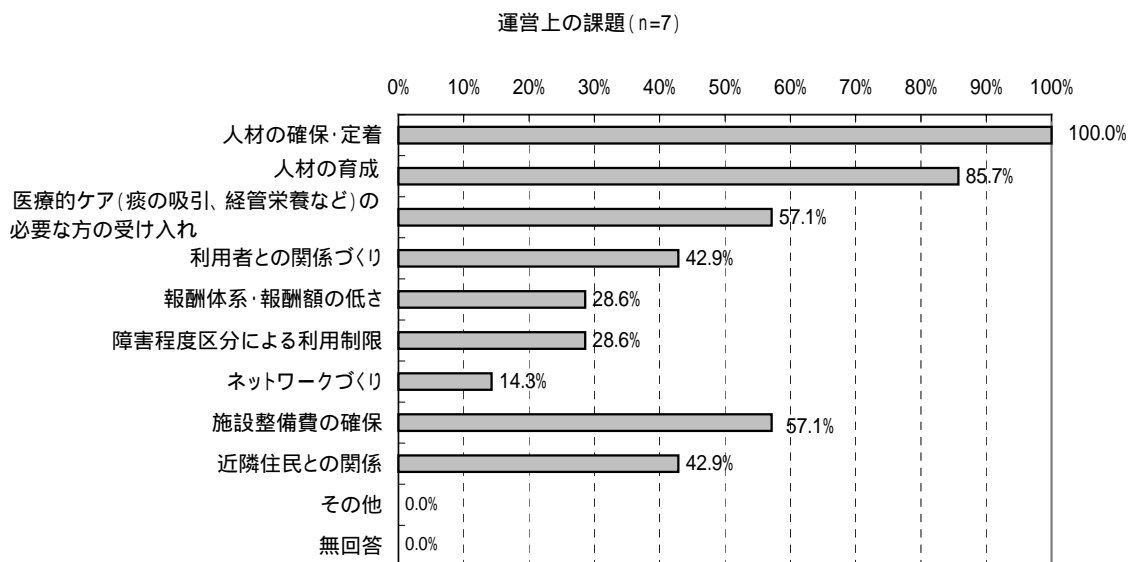
(6) 入所施設

事業者

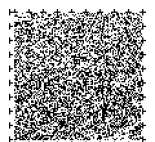
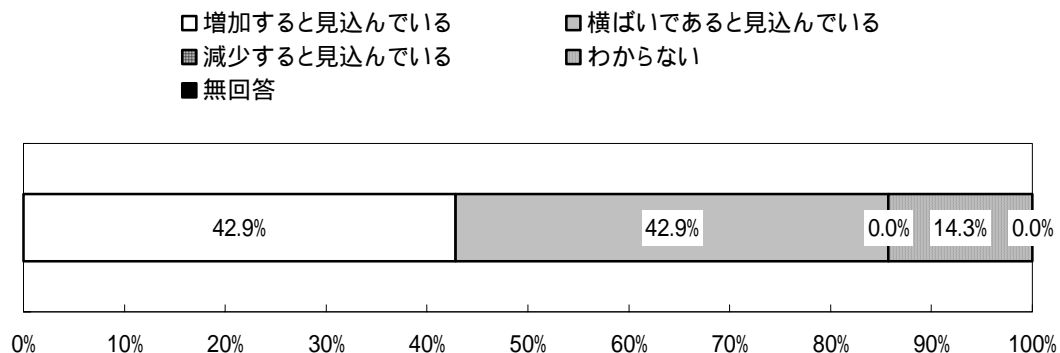
今後の利用希望の見込みについては、「増加すると見込んでいる」と「横ばいであると見込んでいる」とする回答がともに42.9%となっており、グループホーム・ケアホームの設置予定については、「グループホーム・ケアホームの設置を予定している」事業者が42.9%、「グループホーム・ケアホームの設置を予定していない」事業者が57.1%となっている。

利用者が地域で生活するための条件については、全ての事業者が「介助者の確保」と「在宅で可能な医療体制」を挙げている。

また、入所施設の運営上の課題については、「人材の確保・定着」、「人材の育成」、「医療的ケア（痰の吸引、経管栄養など）の必要な方の受け入れ」、「施設整備費の確保」などが多く挙げられている。

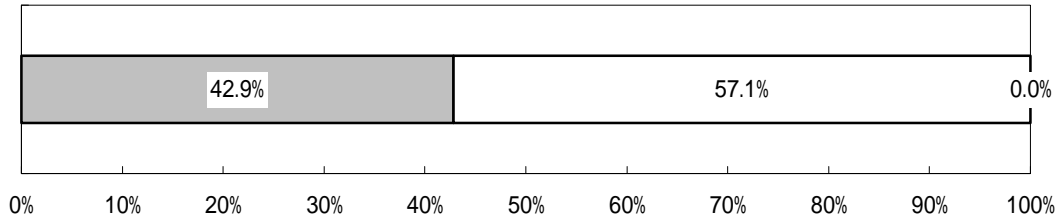


今後の利用希望の見込み (n=7)

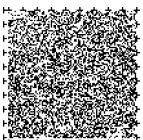
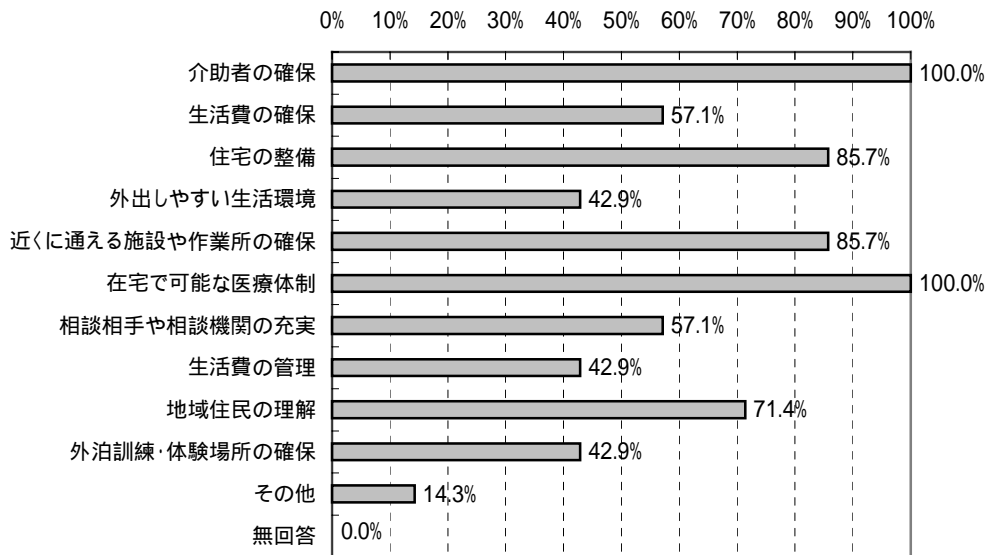


グループホーム・ケアホームの設置予定 (n=7)

- グループホーム・ケアホームの設置を予定している
- グループホーム・ケアホームの設置を予定していない
- 無回答



利用者が地域で生活する条件 (n=7)



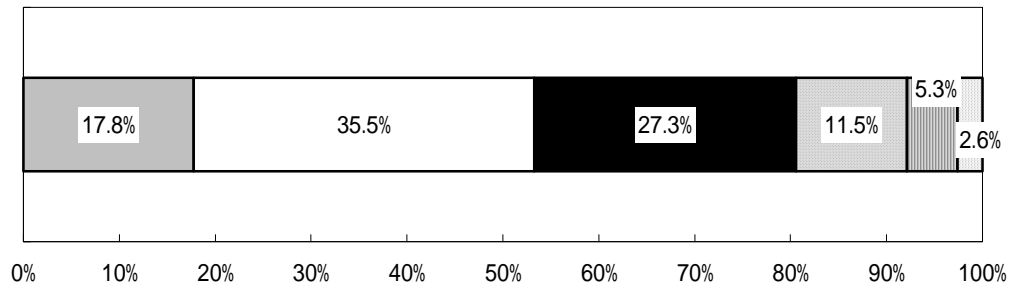
利用者

今後希望する生活場所については、「入所施設」が53.9%で最も多く、「自宅(家族と同居)」18.1%、「アパート等(単身)」12.8%、「グループホーム・ケアホーム」8.9%と続いている。

また、入所施設の満足度については、「非常に満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計が53.3%となっており、満足している理由としては、「施設職員の対応が良い」が54.9%で一番多くなっている。

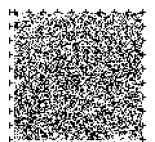
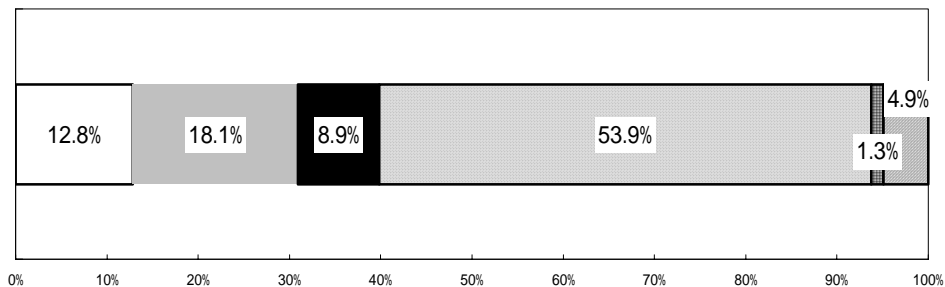
入所施設の満足度 (n=304)

- 非常に満足している
- どちらかといえば満足している
- どちらともいえない
- どちらかといえば不満である
- 非常に不満である
- 無回答



今後希望する生活場所 (n=304)

- アパート等(単身)
- 自宅(家族と同居)
- グループホーム・ケアホーム
- 入所施設
- その他
- 無回答



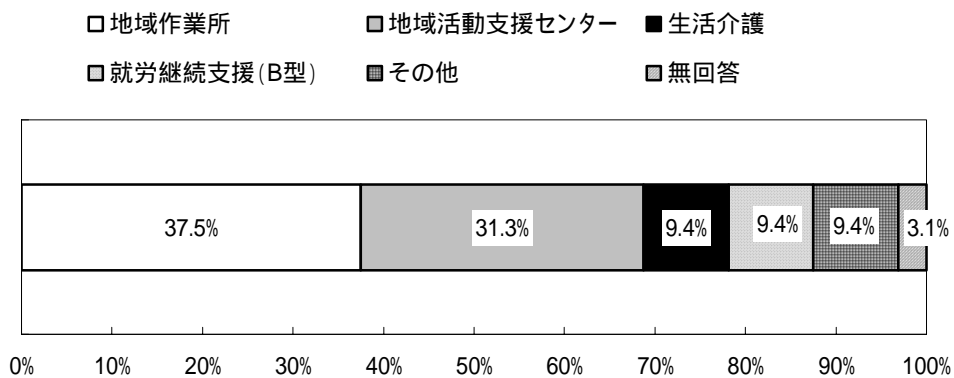
(7) 地域作業所等

事業者

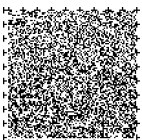
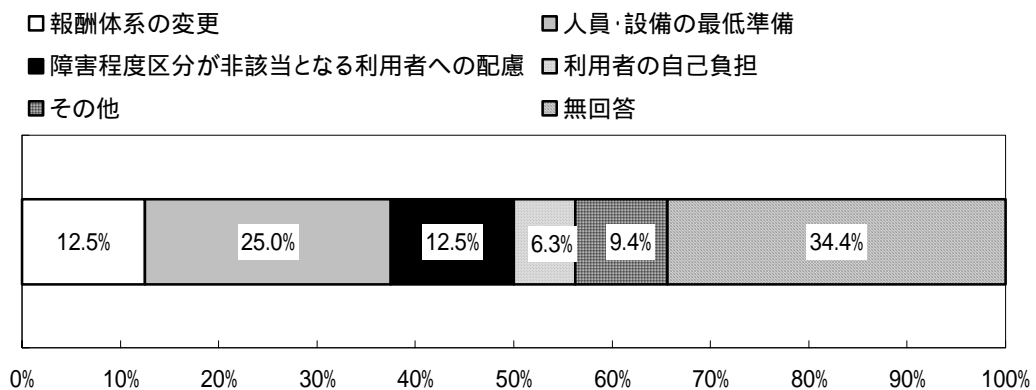
今後の事業体系については、「地域作業所」が37.5%、「地域活動支援センター」が31.3%、「生活介護」と「就労継続支援(B型)」がそれぞれ9.4%となっている。障害者自立支援法で定めるサービス体系に移行する場合の問題点としては、「人員・設備の最低準備」、「報酬体系の変更」、「障害程度区分が非該当となる利用者への配慮」などが挙げられている。

また、障害者が就労するに当たって充実してほしい取組については、「経営者や職場の同僚などに障害者に対する理解を促進する」、「企業や団体などが障害者を積極的に雇用する」、「障害者が仕事をするうえでの援助をする人(ジョブコーチ)を充実する」、「仕事をするための訓練や講習などを充実する」が多く挙げられている。

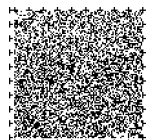
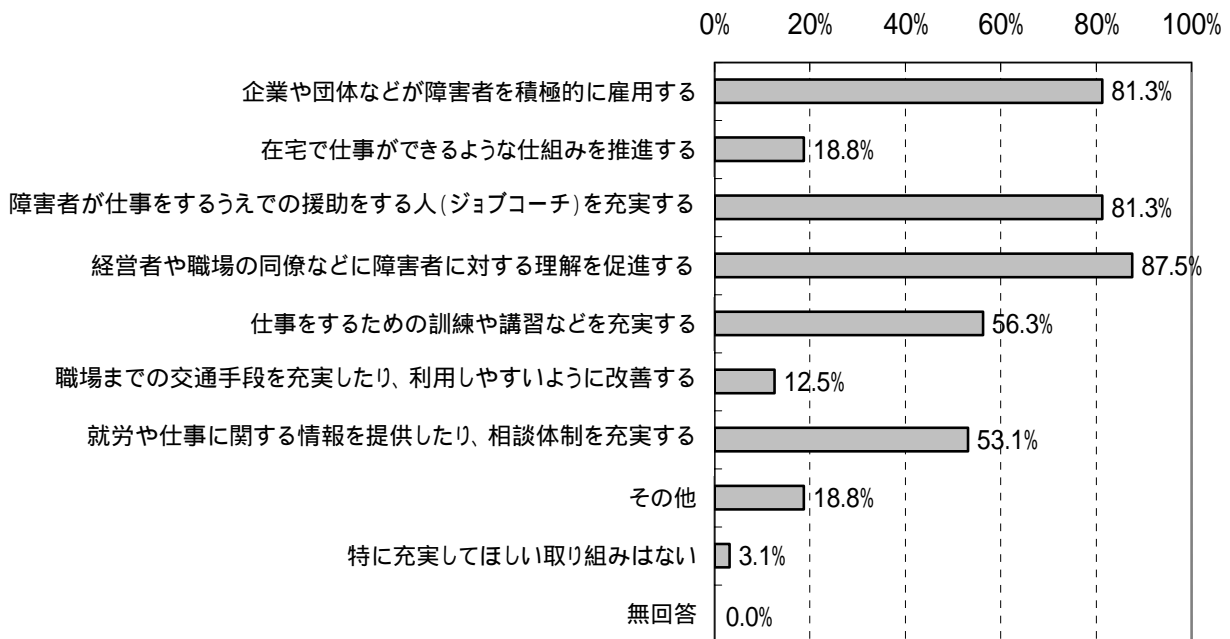
今後の事業体系 (n=32)



移行する場合の問題点 (n=32)



充実してほしい取組 (n=32)

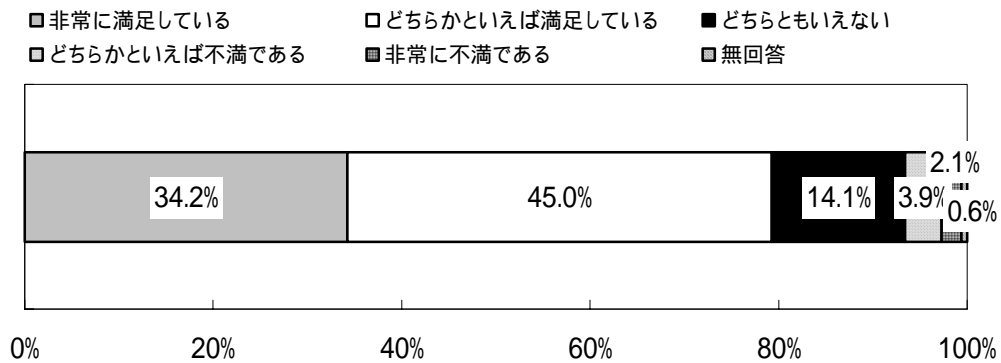


利用者

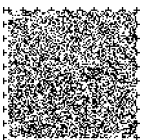
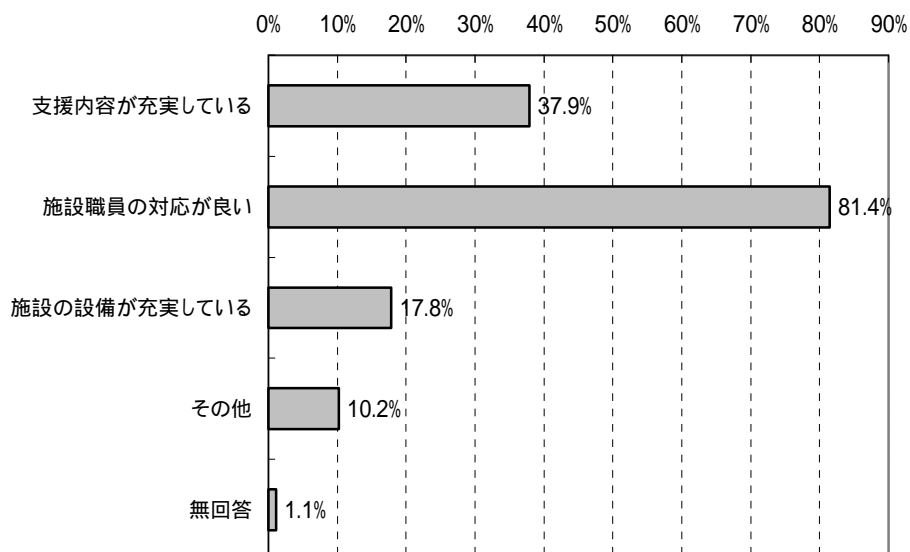
地域作業所等の満足度については、「非常に満足している」と「どちらかといえば満足している」と感じている利用者の合計が79.2%となっており、満足している理由としては、「職員の対応が良い」が81.4%で一番に挙げられている。

また、希望する日中の過ごし方については、「地域作業所・地域活動支援センターに通所したい」が56.5%、「就労したい」が24.9%となっており、「就労したい」と回答した利用者が希望する働き方については、「パート・アルバイトで自分の生活時間にあわせた働き方をしたい」が47.0%で最も多く、「会社や団体などで正規職員として働きたい」30.1%、「職業訓練などを行った後に働きたい」14.5%と続いている。

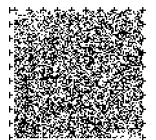
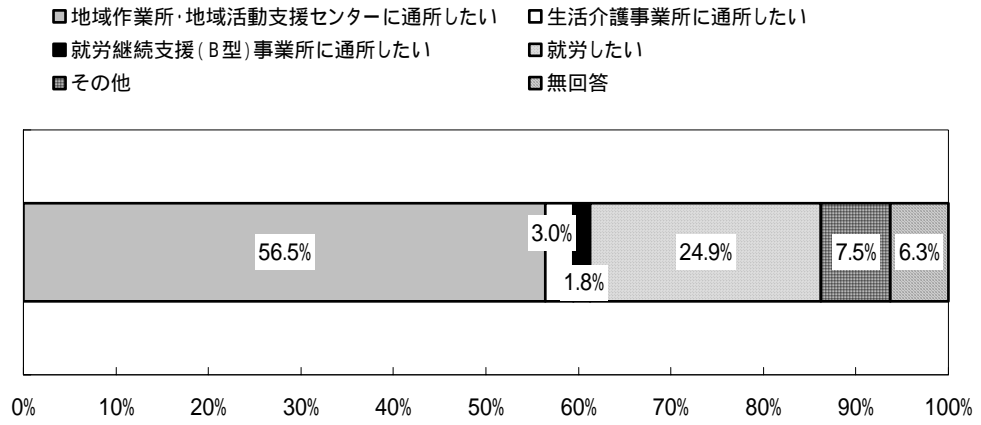
地域作業所等の満足度 (n=333)



満足している理由 (n=264)



日中の過ごし方 (n=333)



6 第2期横須賀市障害福祉計画の実施状況

1 数値目標に対する実績

施設入所者の地域生活への移行

		平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成22 年度末累計
地域生活 移行者()	平成19～23年度 までの目標	37人					37人
	実績	6人	9人	2人	4人	-	21人
新規施設 利用者()	平成19～23年度 までの目標	13人					13人
	実績	5人	7人	8人	5人	-	25人
実地域生 活移行者 数 (-)	平成19～23年度 までの目標	24人					24人
	実績	1人	2人	-6人	-1人	-	-4人

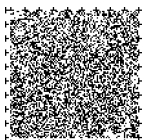
入院中の精神障害者の地域生活への移行

		平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成22 年度末累計
地域生活 移行者	平成19～23年度 までの目標	68人					68人
	実績	14人	8人	7人	7人	-	36人
(内訳)	居宅	7人	6人	4人	6人	--	23人
	グループホーム ・ケアホーム	6人	1人	0人	1人	-	8人
	その他	1人	1人	3人	0人	-	5人

福祉施設から一般就労への移行

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般就労 移行者	平成23年度までの 目標(1年あたり)	12人	12人	12人	12人	12人
	実績	1人	4人	3人	5人	-

(注)ここで言う「福祉施設」とは、障害福祉サービス(日中活動系・居住系サービス)が対象となります。



特定疾患医療受給者関連施策の数値目標

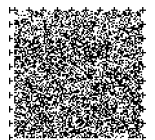
		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
短期 入所 施設	目標		3 施設			3 施設
	実績	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	-
	各年度末の累積総数	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	-

障害児支援施設関連の数値目標

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
重症 心身 障害 児施 設	目標		0 施設			1 施設
	実績	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	-
	各年度末の累積総数	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	
知的 障害 児施 設	目標		1 施設			2 施設
	実績	0 施設	1 施設	0 施設	0 施設	
	各年度末の累積総数	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	

バリアフリー関連施策の数値目標

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
駅舎 エレ ベータ 設置	目標		17 駅			20 駅
	実績	2 駅	1 駅	2 駅	0 駅	
	各年度末の累積総数	16 駅	17 駅	19 駅	19 駅	
バリ アフ リー 化	目標		1,100 か所			1,500 か所
	実績	88 か所	55 か所	75 か所	57 か所	
	各年度末の累積総数	1,039 か所	1,094 か所	1,169 か所	1,226 か所	



2 サービス見込量に対する実績

訪問系サービスの見込量

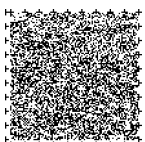
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
訪問系サービス	見込量（時間）	10,900	11,280 時間	11,680 時間	
	実績（時間）	11,792	12,658	-	
	（内訳）	居宅介護実績（時間）	11,188	11,767	-
		重度訪問介護実績（時間）	604	891	-
		行動援護実績（時間）	0	0	-
		重度障害者等包括支援実績（時間）	0	0	-
	見込量（人）	422	434	446	
	実績（人）	529	583	-	
	（内訳）	居宅介護実績（人）	527	579	-
		重度訪問介護実績（人）	2	4	-
		行動援護実績（人）	0	0	-
		重度障害者等包括支援実績（人）	0	0	-

（注）数値は 1 か月あたり。

日中活動系サービスの見込量

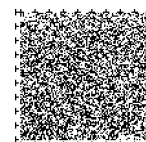
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活介護	見込量（人日）	8,491	9,344	12,826
	実績（人日）	8,780	10,095	-
	見込利用者数（人）	542	585	767
	実績利用者数（人）	560	627	-

（注）数値は 1 か月あたり。



		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自立訓練 (機能訓練)	見込量(人日)	74	77	80
	実績(人日)	123	79	-
	見込利用者数(人)	18	19	19
	実績利用者数(人)	22	17	-
自立訓練 (生活訓練)	見込量(人日)	279	286	294
	実績(人日)	104	166	-
	見込利用者数(人)	13	13	14
	実績利用者数(人)	5	9	-
就労移行支援	見込量(人日)	61	96	201
	実績(人日)	88	468	-
	見込利用者数(人)	3	5	-
	実績利用者数(人)	6	25	-
就労継続支援 (A型)	見込量(人日)	41	77	81
	実績(人日)	160	214	-
	見込利用者数(人)	2	4	4
	実績利用者数(人)	7	11	-
就労継続支援 (B型)	見込量(人日)	1,764	2,195	4,272
	実績(人日)	503	914	-
	見込利用者数(人)	103	126	243
	実績利用者数(人)	29	58	-
療養介護	見込量(人)	4	4	5
	実績(人)	3	3	-

(注) 数値は1か月あたり。



		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
児童 デイサービス	見込量(人日)	153	154	155
	実績(人日)	288	716	-
	見込利用者数(人)	38	38	38
	実績利用者数(人)	52	103	-
短期入所	見込量(人日)	457	471	485
	実績(人日)	694	581	-
	見込利用者数(人)	90	93	96
	実績利用者数(人)	109	102	-

(注) 数値は 1 か月あたり。

居住系サービスの見込量

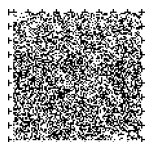
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
旧法施設支援	見込量(人分)	218	184	0	
	実績(人分)	156	100	-	
施設入所支援	見込量(人分)	110	144	328	
	実績(人分)	171	222	-	
共同生活援助 共同生活介護	見込量(人分)	185	200	217	
	実績(人分)	190	191	-	
	(内訳)	共同生活援助実績 (人分)	11	7	-
		共同生活介護実績 (人分)	179	184	-

(注) 数値は 1 か月あたり。

相談支援(サービス利用計画作成費)の見込量

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談支援 (計画作成費)	見込量(人分)	40	40	40
	実績(人分)	8	7	-

(注) 数値は 1 か月あたり。



地域自立支援協議会の見込み

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域自立支援協議会	見込量（か所）	1	1	1
	実績（か所）	1	1	-

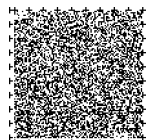
相談支援事業の見込み

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
障害者相談支援事業	見込量（か所）	4	4	4
	実績（か所）	4	4	-
障害児等療育支援事業	見込量（か所）	1	1	1
	実績（か所）	1	1	-
市町村相談支援機能強化事業	見込量	実施		
	実績	実施		
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	見込量	実施		
	実績	一部実施		
成年後見制度利用支援事業	見込量	実施		
	実績	実施		

コミュニケーション支援事業の見込み

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
手話通訳者派遣事業	見込量（件）	1,167	1,216	1,268
	実績（件）	908	975	-
	見込量（人）	99	103	107
	実績（人）	83	91	-

（注）数値は1年あたり。

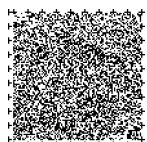


		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
要約筆記者 派遣事業	見込量 (件)	538	680	861
	実績 (件)	262	333	-
	見込量 (人)	59	75	95
	実績 (人)	23	29	-
手話通訳者 設置事業	見込量 (人)	2	2	2
	実績 (人)	2	2	-

(注) 数値は 1 年あたり。

日常生活用具給付事業の見込み

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護・訓練 支援用具	見込量 (件)	14	15	16
	実績 (件)	27	35	-
自立生活 支援用具	見込量 (件)	65	67	69
	実績 (件)	67	64	-
在宅療養等 支援用具	見込量 (件)	64	66	68
	実績 (件)	69	68	-
情報・意思疎通 支援用具	見込量 (件)	71	74	76
	実績 (件)	89	92	-
排泄管理 支援用具	見込量 (件)	3,880	4,014	4,151
	実績 (件)	3,810	3,967	-
居宅生活動作 補助用具	見込量 (件)	11	12	12
	実績 (件)	11	13	-
合 計	見込量 (件)	4,105	4,248	4,392
	実績 (件)	4,073	4,239	-



移動支援事業の見込み

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
移動支援事業	見込量・利用者数(人)	678	699	720
	実績・利用者数(人)	637	758	-
	見込量・時間数(時間)	7,617	7,848	8,087
	実績・時間数(時間)	10,247	11,806	-

(注) 利用者数、時間数は 1 か月あたり。

地域活動支援センター(地域作業所を含む)の見込み

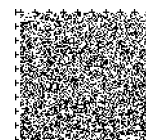
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域活動支援センター (地域作業所を含む)	見込量・か所数(か所)	42	44	46
	実績・か所数(か所)	41	42	-
	見込量・利用者数(人)	520	544	568
	実績・利用者数(人)	508	520	-

(注) 数値は 1 か月あたり。

身体障害者グループホームの見込み

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
身体障害者 グループホーム	見込量(人分)	8	8	8
	実績(人分)	-	-	-

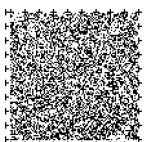
(注) 数値は 1 か月あたり。



7 用語の説明

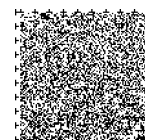
1 障害福祉サービスについて

訪問系サービス〔主として自宅において提供される支援サービス〕	
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護など、日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護が必要な方に、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動支援など総合的な支援を行うサービス
行動援護	知的障害・精神障害により行動に著しい困難のある方に、行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供するサービス
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者の方の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを提供するサービス
日中活動系サービス〔施設などを利用し、主として昼間に提供される支援サービス〕	
生活介護	常に介護を必要とする方に、日中活動の場を提供するとともに、入浴・排せつ・食事の介護などを行うサービス
自立訓練 (機能訓練)	身体障害の方に、一定期間、身体機能の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
自立訓練 (生活訓練)	知的障害・精神障害の方に、一定期間、日常生活能力の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
就労移行支援	就労希望の方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練などを提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 (A型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 (B型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約なしで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
療養介護	医療と常時の介護を必要とする方に、病院などで、機能訓練、療養上の管理、その他必要な支援を提供するサービス
短期入所 (ショートステイ)	一時的な諸事情により自宅での生活が困難な方に、短期間、夜間も含め施設などで、生活の場やその他必要な介護などを提供するサービス
障害児通所支援系サービス〔障害児を対象に、施設などを利用し昼間に提供される支援サービス〕	
児童発達支援	障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供するサービス(主に、知的障害児が対象)
医療型 児童発達支援	肢体不自由児に対して、児童発達支援及び治療を行うサービス
放課後等 デイサービス	学齢期の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供するサービス
居住系サービス〔施設などにおいて、主として夜間や休日に提供される支援サービス〕	
施設入所支援	施設に入所する方に、入浴・排せつ・食事の介護など、その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談、その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
共同生活介護 (ケアホーム)	共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護など、その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
計画相談支援等〔障害福祉サービスの利用計画の策定、地域生活への移行や定着を支援するサービス〕	
計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいし、障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、サービスの利用計画を作成するサービス
地域移行支援	障害者支援施設等の施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービス
地域定着支援	居宅において単身等の状況において生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与するサービス



2 地域生活支援事業等について

地域生活支援事業 【地域の特性や利用者の状況に応じて、自治体の創意工夫により実施する事業】	
自立支援協議会	関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場
相談支援事業	地域の障害のある方などの総合的な相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護に必要な支援、関係機関との連絡調整などを行い、自立支援協議会を設置して相談支援体制やネットワークの構築を行う事業
コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能などの障害のため、意思の疎通を図ることが困難な方に、手話通訳や要約筆記者の派遣、手話通訳の設置などを行う事業
日常生活用具給付事業	在宅の障害のある方に、その方に適した自立生活支援用具など日常生活用具を給付又は貸与する事業
移動支援事業	単独での外出が困難な方が円滑に外出できるよう移動を支援する事業
地域活動支援センター	施設で、日中活動の場の提供や社会との交流などを行う事業
その他	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業など、障害の種類にかかわらず相談業務を総合的に行う施設
地域作業所	一般の事業所では働くことが困難な在宅の障害のある方に、働く場や活動の場を提供し、作業指導、生活訓練などを行う施設



第3期横須賀市障害福祉計画

「障害者週間」

12月3日～9日

障害者基本法において、国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため設けられています。



横須賀市福祉部障害福祉課

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

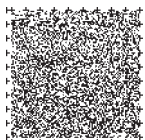
TEL. 046-822-9398 FAX. 046-825-6040

e-mail : hp-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

URL : <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp>



リサイクル適正 (A)



本冊子は、グリーン購入法に基づく平成23年度横須賀市グリーン購入調達方針の判断の基準を満たす紙を使用し、かつ、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

この冊子は、2,000部作成し、1冊あたりの印刷経費は250円です。